

平成 29 年度版

武蔵野市の環境保全

—環境施策に関する年次報告書—

武 蔵 野 市

はじめに

本市は、環境と共生する持続可能な都市を構築するため、武蔵野市環境基本計画に基づき、様々な環境施策を展開しています。本報告書は、その推進の年次ごとの状況や成果について、武蔵野市環境マネジメントシステムを通して確認し、武蔵野市環境基本条例第7条の規定により、報告、公表を行うものです。

あわせて、一事業所として本市が取組む武蔵野市環境マネジメントシステム及び武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画に基づく取組の年次ごとの状況や成果について、報告、公表を行います。

環境基本計画及び環境基本計画と連動する環境マネジメントシステムの一部（A・B・Cタイプ）の「市域全体に関する取組」については第1章、環境マネジメントシステムの一部（Dタイプ）及び武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画の「事業所としての市の取組」については第2章にて掲載をしています。

図 本書の構成



目 次

第1章 環境基本計画に基づく施策の推進の成果

1 計画の概要 -----	1
2 めざす環境像と環境方針 -----	2
3 計画の体系図 -----	3
4 計画の進捗状況の点検・評価について -----	4
5 計画に基づく施策の推進の成果（総評） -----	6
6 計画に基づく施策の推進の成果（状況・成果の報告）	
<環境方針1> -----	9
<環境方針2> -----	22
<環境方針3> -----	27
<環境方針4> -----	35
<環境方針5> -----	41
<環境方針6> -----	51

第2章 事業所としての市の取組

1 武蔵野市環境マネジメントシステムに基づく取組の成果 -----	77
2 市役所地球温暖化対策実行計画の推進の成果 -----	81

参考資料

武蔵野市環境基本条例 -----	88
------------------	----

第1章 環境基本計画に基づく施策の推進の成果

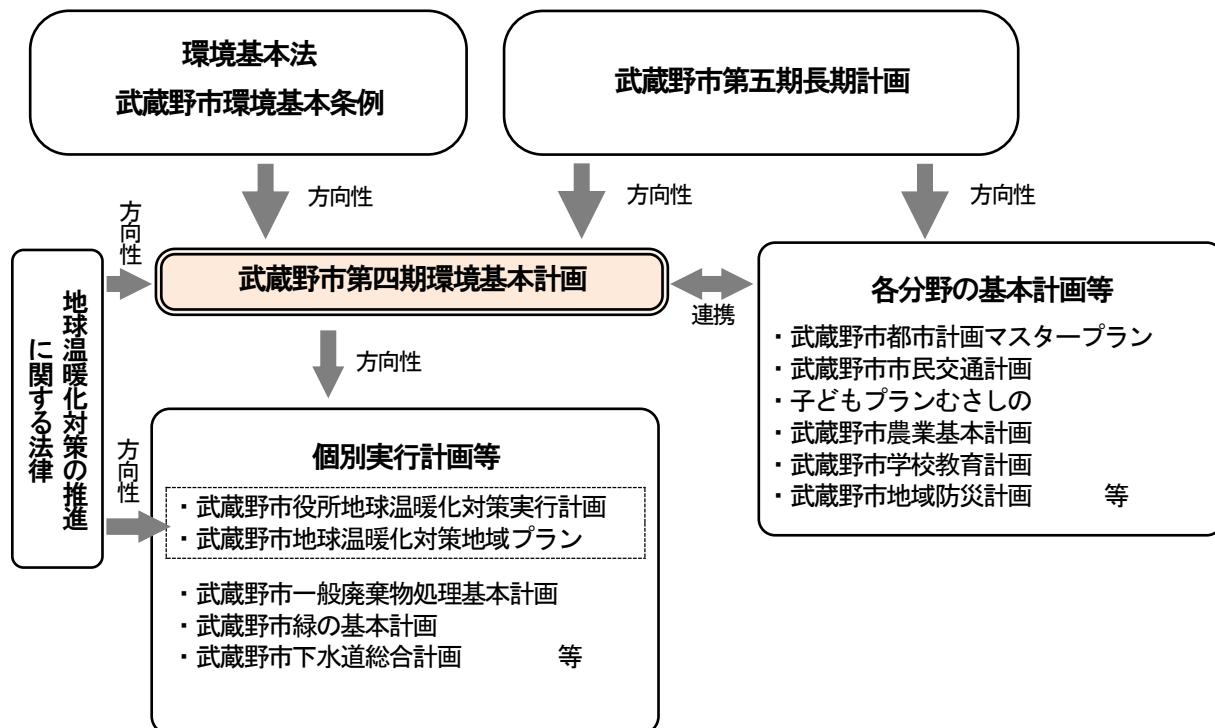
1 計画の概要

環境基本計画は、武蔵野市環境基本条例第5条の規定に基づき、下記の目的を達成するため、定められました。

- ・環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること。
- ・市民・事業者・行政（市）の主体的な行動と連携により環境問題の解決を図るため、めざす方向性（環境像）を共有すること。

(1) 計画の位置付け

武蔵野市の他の計画との位置付けは以下のとおりです。



(2) 計画の期間

2016（平成28）年度から2020（平成32）年度まで（5年間）

2 めざす環境像と環境方針

～ 私たちがつくる スマートシティむさしの ～
主体的な行動が創り出す 人と自然が調和した新たな環境都市

環境像の実現に向けた重点項目

- 重点項目 1 環境情報を分かりやすく提供します
- 重点項目 2 エネルギーの地産地消都市を創造します
- 重点項目 3 緑と水に配慮したまちづくりを推進します

<環境方針1> 市民・事業者・行政（市）の自発的な行動を促す取組を進めます

～環境配慮行動のしくみづくり～

<環境方針2> 低炭素社会に向けた施策を推進します

～エネルギーの地産地消～

<環境方針3> ごみの発生抑制と資源の循環利用を進めます

～循環型社会の構築～

<環境方針4> 生物多様性に配慮した緑と水の保全・創出とその活用を進めます

～自然が感じられる環境の確保～

<環境方針5> 環境に配慮した都市基盤整備を進めます

～環境と共生したまちづくり～

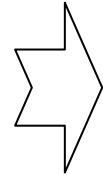
<環境方針6> 安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします

～公害対策と生活環境保全～

3 計画の体系図

環境像	環境方針	施策の展開
私たちがつくるスマートシティむさしのくま野	環境方針1 市民・事業者・行政（市）の自発的な行動を促す取組を進めます ～環境配慮行動のしくみづくり～	(1) 環境に関する啓発と情報発信の推進、体系化 (2) 環境学習・体験等の取組の充実 (3) 環境に関する市民活動への支援 (4) 環境啓発施設の開設
	環境方針2 低炭素社会に向けた施策を推進します ～エネルギーの地産地消～	(1) 新しいエネルギーへの対応 (2) 家庭での省エネ・創エネとエネルギーのスマート化 (3) 民間事業者等との連携によるまちぐるみでの対応 (4) 公共施設における効率的なエネルギー活用
	環境方針3 ごみの発生抑制と資源の循環利用を進めます ～循環型社会の構築～	(1) 市民・事業者・行政（市）の連携の再構築 (2) ごみの発生抑制 (3) ごみ・資源の循環利用の推進 (4) ごみ処理のコストと環境負荷削減 (5) 新しいごみ処理施設の稼働
	環境方針4 生物多様性に配慮した緑と水の保全・創出とその活用を進めます ～自然が感じられる環境の確保～	(1) 市民・事業者との連携による緑化の推進 (2) 潤いのある緑環境の形成 (3) 自然に配慮した水辺環境の整備 (4) 武蔵野市らしい生物多様性の確保 (5) 周辺地域との広域的な連携 (6) 都市農業への支援
	環境方針5 環境に配慮した都市基盤整備を進めます ～環境と共生したまちづくり～	(1) 環境に配慮したまちづくり (2) まちの景観保全 (3) 美しく清潔なまち (4) 歩行者と自転車が動きやすく環境負荷の少ない道路空間 (5) 公共交通の活用と渋滞緩和
	環境方針6 安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします ～公害対策と生活環境保全～	(1) 都市型公害への対応 (2) 生活公害への対応 (3) 新たな環境問題への対応 (4) 水の安定供給 (5) 水循環システムの確立

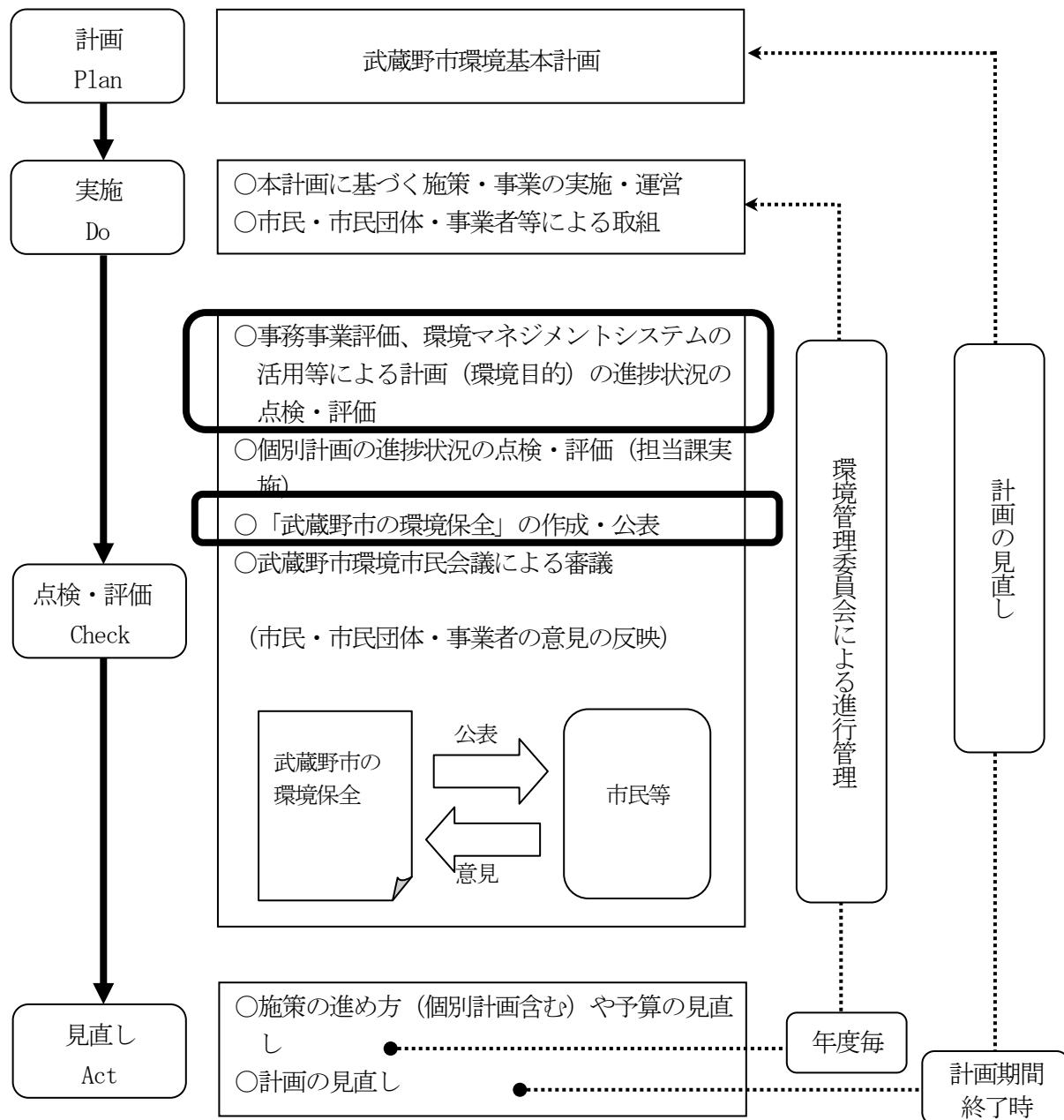
個別計画に基づく各種事業の推進



4 計画の進捗状況の点検・評価について

環境基本計画に定める環境保全に関する施策の推進にあたり、環境マネジメントシステム等の活用により、前頁「計画の体系図」に関する施策・事業の実施状況や環境の状況について年度毎に点検・評価を行います。

その結果は、本報告書「武蔵野市の環境保全」にとりまとめ、武蔵野市環境市民会議の審議を受けるとともに、市民・事業者に公表します。



第四期武蔵野市環境基本計画より

武蔵野市環境マネジメントシステムについて

本市では平成12年よりISO14001に基づく環境マネジメントシステム(以下旧EMS)を運用し、環境基本計画の推進結果確認のためのツールとして実施された事業の確認を行うとともに、市の事業所として事務事業に伴い発生する環境負荷の低減を図ってきました。これにより環境保全の価値観や、マネジメントのノウハウが組織に定着しました。

そして、平成29年4月にさらなる有効性を求めて合理化と簡素化を図るため、ISO14001の認証を返上し、独自の武蔵野市環境マネジメントシステム(以下新EMS)に移行しました。

システムとしては新EMSに移行したもの、旧EMSと同様の目的を持ったシステムとして活用をしていきます。

新EMSにおける結果の取りまとめについて

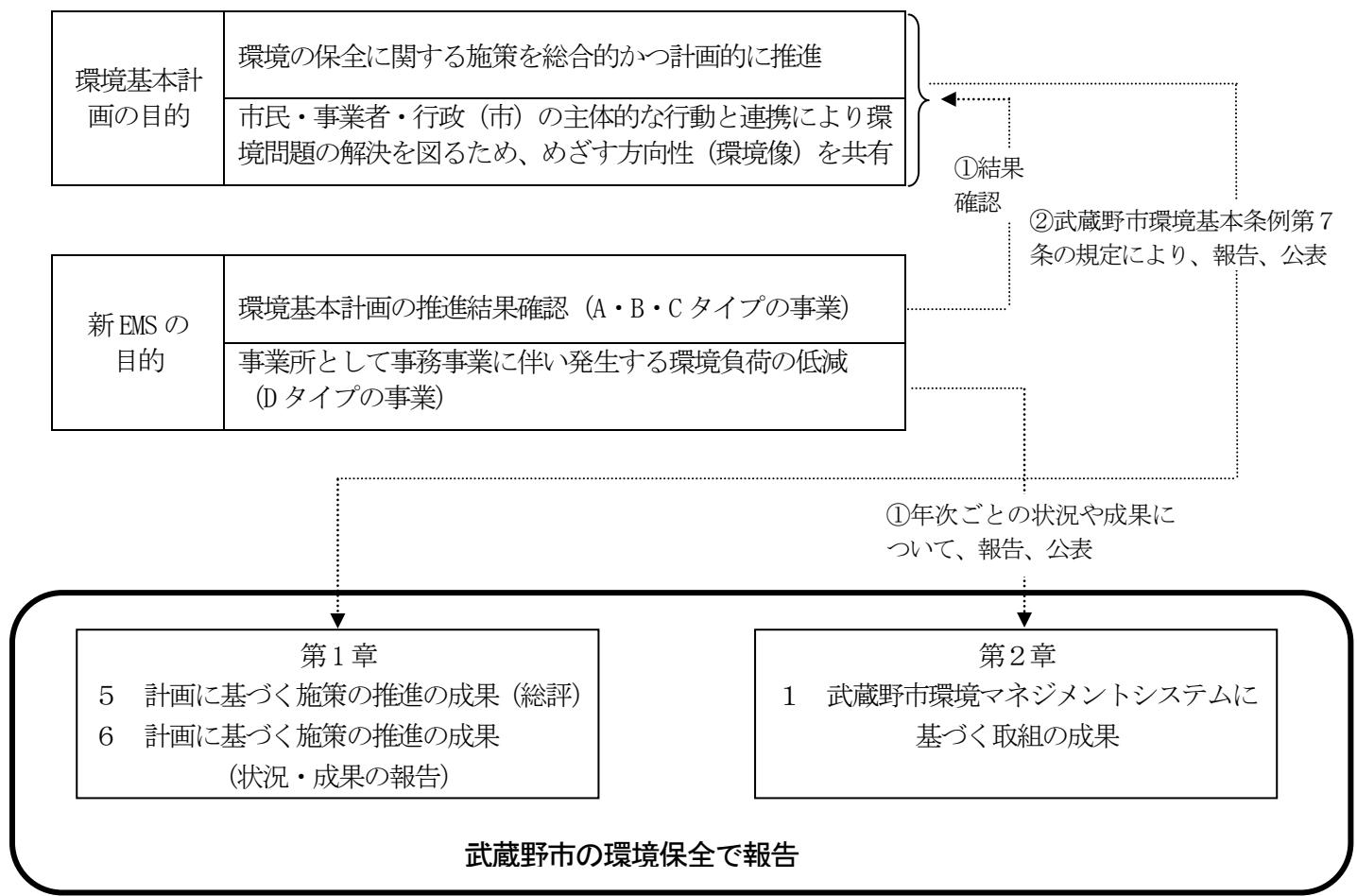
新EMSでは、環境に関する事業を以下の4種類に分類しています。

Aタイプ・Bタイプ・Cタイプの事業については、市が行政として行う「本来業務」です。環境基本計画の取組とも連動しており、第1章で取組結果をまとめています。

Dタイプの事業については、「事業所としての市の取組」です。第2章で取組結果をまとめています。

性質	タイプ	内容
環境に関する啓発	Aタイプ	環境基本計画の取組と連動
良好な環境の創出	Bタイプ	
汚染・公害の対策	Cタイプ	
省エネ・省資源・ごみの排出	Dタイプ	事業所としての市の取組

図 環境基本計画と新EMS



5 計画に基づく施策の推進の成果（総評）

＜環境方針1＞ 市民・事業者・行政（市）の自発的な行動を促す取組を進めます～環境配慮行動のしくみづくり～

環境について考えるきっかけづくりや自発的な行動を促進するため、「①環境に関する啓発と情報発信の推進、体系化」、「②環境学習・体験等の取組の充実」、「③環境に関する市民活動への支援」、「④環境啓発施設の開設」等の施策（事業）を実施しました。

①では、市報をはじめ武蔵野市の環境保全等、冊子による環境情報の提供から、環境フェスタ、環境展等イベントを通じての環境配慮推進のための効果的な啓発を行いました。

さらに新クリーンセンターの竣工に合わせた同施設を活用した効果的な啓発を行うことができました。自発的な環境配慮行動に引き出していくためには、幅広い対象への効果的な情報の提供が必要であり、より多くの方に情報が到達する環境を整えていく必要があります。

②では関係各課による環境学習の提供から、「市立自然の村」や「二俣尾・武蔵野市民の森」を活用、そして友好都市との交流を通じた自然体験活動を引き続き実施し、環境の大切さを学ぶ事業を行いました。

水の学校では、過去の修了生がサポーターとなり企画運営に参加することが定着してきている等、環境活動の担い手の養成につながっています。

③では環境に関する市民活動に対して側面的な支援を行っています。環境に関する市民活動を引き出していくために、より効果的な支援の形を検討していく必要があります。

④ではエコプラザ（仮称）の開設に向けて、エコプラザ（仮称）検討市民会議で、施設の在り方について、議論を行いました。総合的な環境啓発施設の開設を目指し、引き続き検討を行っていきます。

＜環境方針2＞ 低炭素社会に向けた施策を推進します～エネルギーの地産地消～

再生可能エネルギーの賦存量が少なく、人口密度の高い消費型都市である本市において、市全体でのエネルギー消費量の抑制とエネルギーの効果的な利用を促進するため、「①新しいエネルギーへの対応」、「②家庭での省エネ・創エネとエネルギーのスマート化」、「③民間事業者との連携によるまちぐるみでの対応」、「④公共施設における効率的なエネルギー活用」等の施策（事業）を実施しました。

①では庁用車の低公害車の導入推進、クリーンセンターのごみ発電を中心とした未利用エネルギーの活用。そして家庭から出る廃食用油をエネルギー（燃料）として活用するスキームの検討を行いました。クリーンセンターのごみ発電は、市役所等周辺公共施設の電力源として重要な役割を担っています。余剰電力の有効活用方法につき引き続き検討していきます。

②では、主に効率的なエネルギー活用助成制度を通して家庭での省エネ・創エネの推進を行いました。申請件数が減少しており、助成対象項目制度の見直しを図る必要があります。

③については、対策がさらに必要な民間事業者の省エネやCO₂排出削減への推進のために効果的な施策を打ち出していく必要があります。

④では、①でも触れたクリーンセンターのごみ焼却に伴う電気・蒸気を地産地消に役立てています。太陽光発電システムについては、設置されている設備の適正な維持管理が、今後の課題です。

府内では引き続き「エコオフィスむさしの」に基づく省エネ活動を推進していきます。

<環境方針3> ごみの発生抑制と資源の循環利用を進めます～循環型社会の構築～

市民生活や事業活動において、エネルギー及び資源の消費を抑制しながら、ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、適正な資源化処理（リサイクル）を行い持続可能な循環型社会の形成を目指すため、「①市民・事業者・行政（市）の連携の再構築」、「②ごみの発生抑制」、「③ごみ・資源の循環利用の推進」、「④ごみ処理のコストと環境負荷削減」、「⑤新しいごみ処理施設の稼働」等の施策（事業）を実施しました。

①では、市民団体や事業者との連携により3Rを進めていくため、ごみの発生の抑制や資源化を取り組む事業への表彰制度や、資源回収を行う市民団体や事業者等に補助金の交付を行いました。

②では、事業者や市民の排出するごみの状況を監視・指導、「むさしのごみニュースなどの発行をとおして、ごみの発生抑制に努めました。

③では、ごみの減量や再資源化を推進するため、一般廃棄物の排出量を監視化し把握しています。小型家電、剪定枝葉、放置自転車、府内の機密文書のリサイクルを推進する他、不用品再利用掲示板であるむさしのエコボ等、市民同士の自主的な再利用の取り組みも行いました。

①～③については計画通りに進めており、今後も継続して進めていきます。

④ではごみ収集の在り方検討委員会を開催し、資源ごみの収集頻度や店頭回収・集団回収等の在り方について、具体的な見直しに向けた検討を行いました。

⑤では、新しいクリーンセンターにおいても、安全・安心な施設づくりをめざし、これまでどおり、全国トップレベルの排ガス基準を順守し、安全・安心な施設運営を継続していきます。

<環境方針4> 生物多様性に配慮した緑と水の保全・創出とその活用を進めます～自然が感じられる環境の確保～

人と自然が共生した本市らしい環境都市の形成を目指すため、「①市民・事業者との連携による緑化の推進」、「②潤いある緑環境の形成」、「③自然に配慮した水辺環境の整備」、「④武蔵野市らしい生物多様性の確保」、「⑤周辺地域との広域的な連携」、「⑥都市農業への支援」等の施策（事業）を実施しました

①では、市民・事業者の自主的な緑を増やしたり保全する活動につき、助成等で支援を行いました。

②では、行政自らの緑化推進の取り組みもこれまで通り実施しています。

③では、千川上水等の水辺と親しむ環境の整備も引き続き行っています。

①～③では計画をもとに進めており、今後も継続して進めていきます。

④では平成29年度の「生物多様性基本方針」の策定に続き、市内の生物多様性を推進していくための施策を行っていく必要があります。

⑤では、「二俣尾・武蔵野自然の森」、「奥多摩・武蔵野の森」の事業を通じて、東京の森林の保全・活用を行っています。森林についてより多くの方から理解と関心を持って頂くことが引き続きの課題です。

<環境方針5> 環境に配慮した都市基盤整備を進めます。～環境と共生したまちづくり～

地域と調和した景観を形成するとともに環境に配慮したまちづくりを進めるため、「①環境に配慮したまちづくり」、「②まちの景観保全」、「③美しく清潔なまち」、「④歩行者と自転車が動きやすく環境負荷の少ない道路空間」、「⑤公共交通の活用と渋滞緩和」等の施策（事業）を実施しました。

①では、「武蔵野市まちづくり条例」に基づき、新たに「武蔵野市建築物環境配慮指針」を制定し、開発行為または中高層建築物の建築を行う事業主に指導及び誘導を行うことで、環境に配慮したまちづくりを進めました。

また、公共施設の建築・改修にあたっては、環境に配慮した視点を大切にしていきます。

②、③では、屋外広告物の指導や落書きの処理、あき地、空き家の適正管理、電線類の地中化の推進等でまちの景観保全、駅周辺の清掃や市民等による清掃活動、たばこのポイ捨て防止の推進によりまちの美化を図りました。

④では、計画的に道路の整備や駐輪対策を行い、歩行者と自転車が動きやすく環境負荷の少ない道路空間の整備を進めました。

⑤では、排気ガスや二酸化炭素排出削減のため、ムーバスの利用や渋滞緩和に取組んでいます。

①～⑤については計画通りに進めており、今後も継続して行ってまいります。

<環境方針6> 安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします。～公害対策と生活環境保全～

防災面や衛生面も含めて、安全・安心かつ衛生的な環境を維持するため、「①都市型公害への対応」、「②生活公害への対応」、「③新たな環境問題への対応」、「④水の安定供給」、「⑤水循環システムの確立」等の施策（事業）を実施しました。

①、②では、典型7公害の対策から生活公害への苦情対応、異常気象によるゲリラ豪雨への対策を行っています。③では放射線対策や害虫・害獣への対策を行いました。引き続き市民がもとめている実情に即した対応を行っていく必要があります。

④、⑤では上下水道のインフラを安定的に維持し、良好な水循環システムを確立していくための取組も継続して行いました。これらも計画通りに進めており、今後も継続して行ってまいります。

事業所としての取組

紙・ごみ・電気等のエネルギー・資源の使用量は、突発的な理由による一時的な増減はありますが、職員の引き継ぎの努力により概ねこれまで通りの使用量が維持されています。

なお、電気については、新クリーンセンター稼働によるごみ発電の寄与により、系統電力からの電力購入量が大幅に削減されました。

詳細は80ページをご覧ください。

6 計画に基づく施策の推進の成果（状況・成果の報告）

＜環境方針1＞ 市民・事業者・行政（市）の自発的な行動を促す取組を進めます
～環境配慮行動のしくみづくり～

環境について考えるきっかけづくりや自発的な行動を促進するため、「①環境に関する啓発と情報発信の推進、体系化」「②環境学習・体験等の取組の充実」「③環境に関する市民活動への支援」「④環境啓発施設の開設」等の施策（事業）を実施しました。

施策① 環境に関する啓発と情報発信の推進、体系化

事 業 名	担当課（施設）	該当頁
1 市報等による環境情報の提供	総合政策部 秘書広報課	9
2 武蔵野市の環境保全（年次報告書）	環境部 環境政策課	9
3 グリーン購入の推進	環境部 環境政策課	9
4 環境展等の環境啓発事業	環境部 環境政策課	10
5 むさしの環境フェスタ	環境部 環境政策課・ごみ総合対策課 クリーンセンター・下水道課 緑のまち推進課	11
6 環境報告書（クリーンセンター）	環境部 クリーンセンター	11
7 水に関する啓発・広報	水道部 総務課	11

1

市報等による環境情報の提供

担当課

秘書広報課

市報、季刊誌、市ホームページ、むさしのキッズページ、SNS等の広報媒体を通じて、市民や市内事業者に環境情報を積極的に提供し、環境に対する意識啓発を行いました。

2

武蔵野市の環境保全（年次報告書）

担当課

環境政策課

市の環境施策の年次報告書として、「武蔵野市の環境保全」（本書）を発行しました。

3

グリーン購入の推進

担当課

環境政策課

○グリーン購入

「武蔵野市グリーン購入推進指針」に基づき、全庁的にグリーン購入（環境に配慮した製品の購入）に取組みました。グリーン購入を推進することで、環境への負荷を少なくし、また行政機関が組織的に購入することでグリーン製品の市場拡大を目指しました。

グリーン購入（環境に配慮した製品の購入）の調達実績

分野	品目	総調達量	グリーン購入による調達量	グリーン購入以外の調達量	グリーン購入による調達率
紙類	印刷用紙、情報用紙	65,492,399 枚	61,903,228 枚	3,589,171 枚	94.5%
文具類	ボールペン、マーキングペン	19,168 本	18,010 本	1,158 本	94.0%
	ファイル・バインダー、ノート	34,628 冊	33,261 冊	1,367 冊	96.1%
	その他の文具類 15 品目	123,025 個	104,571 個	18,454 個	85.0%
オフィス家具等	いす、棚・収納用什器、机	1,181 脚・台	835 脚・台	346 脚・台	70.7%
オフィス機器・電子計算機等	一次電池又は小形充電式電池ほか3品目	13,966 個	13,590 個	376 個	97.3%
照明	照明器具（蛍光灯・LED）	3,349 台	2,433 台	916 台	72.6%
作業手袋	作業手袋（災害備蓄用を含む）	2,172 組	723 組	1,449 組	33.3%
制服・作業服	制服・作業服	795 着	601 着	194 着	75.6%

(枚数はすべて A4 換算)

4	環境展等の環境啓発事業	担当課	環境政策課
---	-------------	-----	-------

○環境展

環境省が提唱する「環境月間」にあわせて、パネル展示等を行いました。また、図書館での環境に関する本のトピックス展示を行い、より広く環境について啓発を行いました。

開催日	会 場	内 容
平成29年6月1日（木）～8日（木）	市役所ロビー	本市における環境施策や家庭でできる取組の紹介等
平成29年6月1日（水）～29日（木） (15日まで)	中央図書館、吉祥寺図書館、武蔵野プレイス	環境に関する本のトピックス展示

○チラシ配布

環境月間及び省エネ対策について周知するため、チラシを作成し市内コミュニティセンターへ配布しました。

○エコカレンダーの配布

電気・ガス・水道等の使用量を記録し、二酸化炭素の排出量を計算できる「エコカレンダー」を配布しました。

○エコワットの貸出

電気の使用量や使用料金等を測定できる「エコワット」の貸出を行いました。

5	むさしの環境フェスタ	担当課	環境政策課、ごみ総合対策課、クリーンセンター、下水道課、緑のまち推進課
---	------------	-----	-------------------------------------

環境に関する啓発や環境学習機会の提供、出展団体の活動活性化、団体間の交流促進のため、市・市民・事業者等で連携して市制施行 70 周年記念事業第 10 回むさしの環境フェスタを開催しました。

開催日	平成 29 年 11 月 12 日（日）
会場	武藏野クリーンセンター
来場者数	約 3,000 名
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民（団体）・事業者・行政等の環境に関する取組紹介〔出展者数 25 団体〕 ・エコな料理コンテスト ・天ぷらバス（廃食用油を再利用した燃料で走る） ・クイズ、ゲーム、木工体験等のブース企画 ・かえっこ（おもちゃの交換会）など

6	環境報告書（クリーンセンター）	担当課	クリーンセンター
---	-----------------	-----	----------

クリーンセンターの活動に伴う環境への配慮や取組状況を分かりやすく説明し、市ホームページで公表しました。

7	水に関する啓発・広報	担当課	総務課（水道部）
---	------------	-----	----------

○市報による啓発・広報

全国水道週間（6月1日～7日）にあたり、6月1日号市報へ水道事業に関する特集を掲載し、水に関する啓発及び広報を行いました。

○小学生を対象とした浄水場見学会

小学校4年生に対して浄水場の見学会を実施し、565名が参加しました。

実施日	学校名	参加者数	実施場所
平成 29 年 5 月 9 日	千川小学校	43 名	第一浄水場
平成 29 年 5 月 15 日	第五小学校	78 名	第一浄水場
平成 29 年 6 月 26 日	第一小学校	61 名	第一浄水場
平成 29 年 6 月 30 日	武藏野東小学校	95 名	第一浄水場
平成 29 年 7 月 3 日	井之頭小学校	77 名	第一浄水場
平成 29 年 9 月 12 日	第二小学校	81 名	第二浄水場
平成 29 年 9 月 28 日	大野田小学校	130 名	第一浄水場

施策② 環境学習・体験等の取組の充実

	事業名	担当課（施設）	該当頁
1	環境関連図書の貸出	市民部 生活経済課（消費生活センター）	12
2	打ち水 de COOL 大作戦の実施	環境部 環境政策課	12
3	副読本「私たちが出したごみは、どこへ行くの？」	環境部 ごみ総合対策課	13
4	講座・体験・見学による環境学習の推進、啓発	環境部 ごみ総合対策課	13
5	クリーンセンター施設見学	環境部 クリーンセンター	14
6	クリーンセンター環境図書コーナー	環境部 クリーンセンター	14
7	クリーンセンターでの環境啓発事業	環境部 クリーンセンター	14
8	武蔵野市水環境連続講座「水の学校」	環境部 下水道課	15
9	親子棚田体験事業	子ども家庭部 児童青少年課	15
10	鳥取県家族ふれあい長期自然体験事業	子ども家庭部 児童青少年課	15
11	遠野市家族ふれあい自然体験事業	子ども家庭部 児童青少年課	16
12	むさしのジャンボリー	子ども家庭部 児童青少年課	16
13	家族で楽しむ！二俣尾自然体験事業	子ども家庭部 児童青少年課	16
14	ハバロフスク市との青少年交流事業	子ども家庭部 児童青少年課	16
15	セカンドスクール・プレセカンドスクール	教育部 指導課	17
16	小中学校における環境学習の実施	教育部 指導課	18
17	森林体験教室	教育部 生涯学習スポーツ課	18

1

環境関連図書の貸出

担当課

生活経済課
(消費生活センター)

消費生活関連図書の中で環境に関連した図書の貸出を行いました。

2

打ち水 de COOL 大作戦の実施

担当課

環境政策課

○イベント

市役所本庁舎及び吉祥寺地区にて市民等と打ち水を実施しました。

開催場所	開催日	参加者数
コピス吉祥寺ふれあいデッキこもれび	平成 29 年 7 月 20 日 (木)	50 名
市役所本庁舎前	平成 29 年 7 月 21 日 (金)	30 名

○市内打ち水

市内施設において、プールや浴槽の残り水等を使用した「打ち水」を実施しました。

開催期間	参加者数	開催施設数
平成29年7月21日(金)～8月23日(水)	のべ310名	18施設

○用具貸し出し

市内での打ち水実施促進のため、希望者に打ち水用具の貸し出しを行いました。

貸し出し件数4件

3	副読本「私たちが出したごみは、どこへ行くの？」	担当課	ごみ総合対策課
---	-------------------------	-----	---------

武蔵野市内で排出されたごみがどこでどのように処理されているのかを広く市民に周知し、ごみの適正な分別排出及びごみ減量への動機づけに繋げるために、大人用と子ども用の副読本を作成しました。
(29年度から配布)

4	講座・体験・見学による環境学習の推進、啓発	担当課	ごみ総合対策課
---	-----------------------	-----	---------

○夏休みごみ探検隊の実施

次世代を担う子どもたちに、ごみの収集体験や中間処理施設の見学、自然観察、最終処分場見学を通じ、ごみの排出、処理、ごみの行方について知ってもらい、ごみの減量やごみと環境の関わり・自然環境保全に対する認識を深めてもらうことを目的として実施しました。

実施日	平成29年8月23日(水)
参加者数	58名
実施内容	<ul style="list-style-type: none">・ごみ収集車積込体験・加藤商事リサイクルプラント見学・青梅市風の子太陽の子広場で自然観察体験・二ツ塚最終処分場見学 <p>講師：山崎誠、井上暁生、佐藤尚衛、手塚小織</p>

○ゲストティーチャー（出前授業）

市内の小学校や中学校からの要望を受け、ごみ総合対策課の職員が学校へ出向き、ゲストティーチャーとして授業に参加し、ごみ分別・減量・現状等についての講義を行っています。

年度	内容	対象
25	「生ごみを活用した野菜づくり」	第一小学校4年生
26	「ごみ分別クイズ」	第五小学校4年生
28	ごみの行方とエコセメント施設に関する説明	第一小学校4年生
29	武蔵野市の抱えるごみの課題に関する説明	井之頭小学校6年生

○3R環境講座

環境や3Rについて楽しみながら学ぶことのできる講座を開催しました。不要となった廃棄物を利用して、日々の生活に役立つ物に生まれ変わる講座や、食材をムダにしない料理講座を実施しました。このような体験を通じて、ごみと環境について考えるきっかけとすることを目的としています。

回数	実施日	内容	参加者
第37回	平成29年4月8日～ 平成29年9月9日	全6回連続講座 「生ごみみたい肥で野菜を作り、ごみを減らそう」	16名
第38回	平成29年9月10日	美味しく楽しく学ぶ！不要な食材の活用術	18名
第39回	平成30年3月10日	残さず丸ごといただこう！食材の賢い活用法	16名

*回数は、平成22年3月に開始した「クリーンセンター環境講座」からの通算回数である。(ただし、第10回目は、東日本大震災の影響で中止した)

年度	25	26	27	28	29
実施回数	3	3	5	3	3
参加者数	56	80	116	58	50

5	クリーンセンター施設見学	担当課	クリーンセンター
---	--------------	-----	----------

平成29年度より稼働した新しいクリーンセンターでは、予約不要で自由に施設見学ができるようになりました。市内の小学4年生の社会科見学を含め、事前申込制での団体見学の案内も行いました。

年度	自由見学	小・中学校		その他団体		団体見学合計	
	人数(人)	団体数	人数(人)	団体数	人数(人)	団体数	人数(人)
25	-	19	1,022	18	273	37	1,295
26	-	12	1,004	25	217	37	1,221
27	-	10	779	29	183	39	962
28	-	13	733	11	140	24	873
29	11,874	14	1,035	239	3,505	253	4,540

6	クリーンセンター環境図書コーナー	担当課	クリーンセンター
---	------------------	-----	----------

クリーンセンター2階ホール1に環境関連の図書・雑誌・行政書類等を取り揃え、閲覧を行いました。

7	クリーンセンターでの環境啓発事業	担当課	クリーンセンター
---	------------------	-----	----------

武蔵野クリーンセンター運営の一環として、運営事業者である株式会社むさしのEサービスが、武蔵野市と共に、エコマルシェ、子どもワークショップ、廃材コレクション展等の啓発事業を行いました。

平成29年度実績

- ・イベント実施回数 8回
- ・延べ参加人数 5542人

8

武蔵野市水環境連続講座「水の学校」

担当課

下水道課

暮らしの中の身近な水循環、上下水道の役割、水に親しみ水を楽しむ知恵、そして世界規模の水課題、地球規模の水循環まで、水を取り巻く様々なテーマを取り上げ、楽しみながら考えを深め、行動につなげるシリーズ講座を平成 26 年度から開始しました。

1回参加して終わりではなく継続して水環境について学び考えを深められるよう、全 6 回を連続講座とし定員 30 名で受講生を募集し、27 名が受講しました。

修了生は翌年度以降の「水の学校」の企画や運営に関わることができます。

回	実 施 日	内 容	参加者（サポーター、オブザーバー参加含）
第 1 回	平成 29 年 6 月 17 日	「水の学校 2017」開校式～もっと知ろう武蔵野の水、考え方水とくらしの深い関わり	31名
第 2 回	平成 29 年 7 月 8 日	武蔵野の水はどこから？～水道水がつくられる場所を訪ねてみよう	25名
第 3 回	平成 29 年 9 月 9 日	使った水はどこに行く？～森ヶ崎水再生センター見学	29名
第 4 回	平成 29 年 10 月 14 日	雨のめぐりから考える、武蔵野台地の地形・湧水・川～仙川・野川と国分寺崖線	25名
第 5 回	平成 29 年 11 月 18 日	まちを守る下水道施設～武蔵野市内地下施設見学ツアーア	40名
第 6 回	平成 29 年 12 月 16 日	修了式・最終講座～「水の学校」から始める武蔵野の未来の水	28名

9

親子棚田体験事業

担当課

児童青少年課

都会を離れての 1 泊 2 日の農業体験（田植・収穫）を、親子・家族で行いました。棚田農業が食糧生産だけでなく、自然環境保全に果たす役割を学ぶとともに、家族で一緒に農業を体験し、農業の楽しさ、大切さを体感するきっかけ作りを行いました。

実施日	内容	参加人数
平成29年5月13日（土）～5月14日（日）	田植	16家族35名
平成29年9月16日（土）～9月17日（日）	収穫	12家族32名

年度	25	26	27	28	29
参加人数	22 家族 65 名	22 家族 60 名	23 家族 62 名	25 家族 70 名	28 家族 67 名

10

鳥取県家族ふれあい長期自然体験事業

担当課

児童青少年課

鳥取県との共同企画です。都会と違うゆったりした時間の流れる鳥取県の豊かな自然の中で、親子・家族で様々な体験を共有し、農林漁業を含めた様々な自然体験を行い、都市と農村の相補関係を理解することを目的に実施している事業です。

平成 15 年度に開始し、平成 24 年度からは隔年で実施しています。（平成 29 年度は実施なし）

年度	25	26	27	28	29
参加人数	—	17 家族 52 名	—	28 家族 81 名	—

11	遠野市家族ふれあい自然体験事業	担当課	児童青少年課
----	-----------------	-----	--------

遠野市で行う家族参加の自然体験事業です。遠野市の豊かな自然環境の中で、特徴ある民俗風土に根ざした生活体験を通じて、自然・家族・地元との3つのふれあいをねらいとしました。

平成16年度に開始し、平成23年度からは隔年で実施しています。

実施日	平成29年8月25日（金）～8月28日（月）3泊4日				
行 先	岩手県 遠野市				
参加者	10家族 26名				

年度	25	26	27	28	29
参加人数	18家族 61名	—	16家族 45名	—	10家族 26名

12	むさしのジャンボリー	担当課	児童青少年課
----	------------	-----	--------

「市立自然の村（長野県川上村）」において、小学校4年生～6年生を対象に実施しました。便利社会になった日常生活から離れ、厳しい自然環境の中で自己を律し、共同生活をすることで、子どもたちの「自立心」「創造性」「豊かな心」を育み、子どもたちに自然環境の大切さを学んでもらう事業です。

自然にふれあうことを通じ、自然環境の保護の必要性を認識し、またキャンプを通して材料、燃料の節約やごみの分別等を学びました。

年度	25	26	27	28	29
参加児童数	941	946	1,006	897	877
参加指導者数	519	514	571	552	508

13	家族で楽しむ！二俣尾自然体験事業	担当課	児童青少年課
----	------------------	-----	--------

「二俣尾・武蔵野市民の森・自然体験館」において、家族を対象とし、本市ではできない自然体験を実施することで、森林を含む自然環境に対する意識の向上を図りました。

実施日 平成29年9月2日（土） 参加者数 7家族 17名

平成29年9月3日（日） 参加者数 8家族 21名

年度	25	26	27	28	29
参加人数	11家族 40名	6家族 22名	18家族 39名	11家族 38名	15家族 38名

14	ハバロフスク市との青少年交流事業	担当課	児童青少年課
----	------------------	-----	--------

青少年の自然体験促進と国際交流を目的とし、隔年でロシア連邦ハバロフスク市との中学・高校生の相互派遣を行っています。大自然の中で生活し、また環境保全活動に参加する中で、次代を担う青少年が自然の偉大さを体感し、自然との共存、国際的な環境問題等について考える機会を提供します。

平成29年度は、ハバロフスク市から12名の青少年を受け入れ、両市の青少年が交流を図りました。

年度	25（受入）	26（派遣）	27（受入）	28（派遣）	29（受入）
参加人数	12名	20名	12名	19名	12名

全市立小学校5年生、中学校1年生を対象にセカンドスクール、小学校4年生を対象にプレセカンドスクールをそれぞれ実施しました。

自然とのふれあいを通して、自然と人間の共生、環境保全の必要性等、自然を大切にしようとする態度を育てることを環境面の目標としました。

○セカンドスクール

<小学校5年生>

学校名	実施日	実施場所
第一小学校	9月27日(水)～10月3日(火)	新潟県魚沼市
第二小学校	9月24日(日)～10月1日(日)	富山県南砺市利賀村
第三小学校	9月25日(月)～10月1日(日)	群馬県利根郡片品村
第四小学校	6月1日(木)～6月7日(水)	長野県飯山市
第五小学校	9月14日(木)～9月20日(水)	新潟県南魚沼市
大野田小学校	9月28日(木)～10月4日(水)	長野県飯山市
境南小学校	9月20日(水)～9月26日(火)	長野県飯山市
本宿小学校	9月21日(木)～9月27日(水)	新潟県南魚沼市
千川小学校	9月21日(木)～9月27日(水)	新潟県南魚沼市
井之頭小学校	9月28日(木)～10月4日(水)	長野県飯山市
関前南小学校	9月22日(金)～9月28日(木)	長野県飯山市
桜野小学校	9月24日(日)～9月30日(土)	長野県飯山市

<中学校1年生>

学校名	実施日	実施場所
第一中学校	9月26日(火)～9月30日(土)	長野県北安曇郡白馬村
第二中学校	5月23日(火)～5月27日(土)	新潟県十日町市
第三中学校	10月2日(月)～10月6日(金)	長野県北安曇郡白馬村
第四中学校	9月26日(火)～9月30日(土)	長野県飯田市
第五中学校	9月22日(金)～9月26日(火)	長野県北安曇郡白馬村
第六中学校	9月6日(水)～9月10日(日)	長野県安曇野市

○プレセカンドスクール

<小学校4年生>

学校名	実施日	実施場所
第一小学校	9月20日(水)～9月22日(金)	山梨県南都留郡富士河口湖町
第二小学校	10月11日(水)～10月13日(金)	山梨県南都留郡富士河口湖町
第三小学校	5月24日(水)～5月26日(金)	新潟県南魚沼市
第四小学校	9月6日(水)～9月8日(金)	群馬県利根郡片品村
第五小学校	9月27日(水)～9月29日(金)	山梨県南都留郡山中湖村
大野田小学校	6月21日(水)～6月23日(金)	山梨県南都留郡山中湖村
境南小学校	10月9日(月)～10月11日(水)	山梨県南都留郡富士河口湖町
本宿小学校	10月4日(水)～10月6日(金)	山梨県南都留郡山中湖村
千川小学校	10月4日(水)～10月6日(金)	山梨県南都留郡富士河口湖町
井之頭小学校	10月11日(水)～10月13日(金)	群馬県利根郡片品村
関前南小学校	9月13日(水)～9月15日(金)	東京都西多摩郡檜原村
桜野小学校	9月13日(水)～9月15日(金)	山梨県南都留郡山中湖村

16	小中学校における環境学習の実施	担当課	指導課 (小学校・中学校)
----	-----------------	-----	------------------

各市立小・中学校において、各教科や総合的な学習の時間等の学習内容と関連付け、地域の自然や学校ビオトープ等を活用した特色ある環境学習を実践しました。

また、セカンドスクールやプレセカンドスクールで学んだことを生かし、環境保全についての児童・生徒の実践的態度を育てました。

17	森林体験教室	担当課	生涯学習スポーツ課
----	--------	-----	-----------

「二俣尾・武藏野市民の森」を活用し、年齢や季節に合わせた多様なプログラムを通じて、日常の生活では得がたい自然体験や林業体験事業を実施し、自然の中で生きる術、人間と森林が共存する知恵を学びました。

対象	実 施 日	内 容	参加者
小学4年生～中学生	平成29年6月3日（土）	道作り	20名
小学2年生～6年生	平成29年6月17日（土）	山散策、山びこ体験、丸太切り・木登り・道作り（うち1つを選択）、地図作り	30名
小学1年生～6年生	平成29年10月28日（土）	山散策、山びこ体験、マキ運び、たき火、丸太切り、地図作り	27名
小学1年生～6年生	平成29年11月25日（土）	山散策、山びこ体験、マキ運び、たき火、丸太切り、地図作り	28名

施策③ 環境に関する市民活動への支援

事 業 名		担 当 課 (施 設)	該 当 頁
1	マイクロバスの運行	市民部 市民活動推進課	18
2	クリーンむさしのを推進する会への支援・協働事業	環境部 ごみ総合対策課	19
3	子ども自然体験指導者講習会	子ども家庭部 児童青少年課	19
4	中学生・高校生リーダー講習会	子ども家庭部 児童青少年課	19

1	マイクロバスの運行	担当課	市民活動推進課
---	-----------	-----	---------

市や関連する団体が実施している環境に関する視察や勉強会に、マイクロバスを貸し出すことにより、市民の活動をサポートし、活動の幅を広げました。

環境に関する研修等への貸出件数

年度	25	26	27	28	29
貸出件数 (マイクロバス使用総件数)	11 (134)	13 (107)	12 (93)	12 (98)	15 (96)

2	クリーンむさしのを推進する会への支援・協働事業	担当課	ごみ総合対策課
---	-------------------------	-----	---------

全市的に組織された環境市民団体「クリーンむさしのを推進する会」に対して、補助金の交付等を通して、地域でのごみ減量・資源化への実践活動を支援しました。また、同会と「武藏野ごみニュース」全戸配布、イベントごみの分別指導等を協働事業として実施しました。

補助金交付・協働事業委託実績

補 助 金 額	3,179,000円
協働事業委託	847,617円
ごみ減量情報誌配布委託	1,457,418円

活動実績

市民の生ごみ処理容器購入あっせん	コンポスター5台（リユース品を含む）
ごみ問題地域集会の開催	12地域12会場 参加者数計374名
ごみ関連施設見学研修会実施	参加者数計64名
減量活動等	イベントごみ分別指導 陶磁器のリユース 落ち葉の堆肥化 環境にやさしいマイバッグキャンペーン 環境フェスタでのごみ減量アピール等

3	子ども自然体験指導者講習会	担当課	児童青少年課
---	---------------	-----	--------

むさしのジャンボリー等で利用する「市立自然の村」周辺の動植物や天体、気象等の知識を持った指導者を育成しています。平成23年度からは隔年で実施しています。(平成29年度は実施なし)

4	中学生・高校生リーダー講習会	担当課	児童青少年課
---	----------------	-----	--------

中学生・高校生が地域社会の担い手として活躍できる力（知識・意識・ノウハウ）を身に付けられるよう、公共施設や地域社会の組織を利用して、野外活動等の体験事業を行いました（平成14年度から実施）。

年度	25	26	27	28	29
延参加者数	735	673	962	933	738
登録者数	337	333	387	400	360

施策④ 環境啓発施設の開設

事 業 名		担当課（施設）	該当頁
1	エコプラザ（仮称）検討市民会議の開催	環境部 環境政策課	20
2	環境講演会「地球温暖化と私たちの未来」の開催	環境部 環境政策課	20
3	各環境イベントでのブース出展	環境部 環境政策課	21

1	エコプラザ（仮称）検討市民会議の開催	担当課	環境政策課
---	--------------------	-----	-------

地球温暖化を背景にごみ・資源、緑、水循環、エネルギーなど、多様な環境問題を扱うエコプラザ（仮称）のあり方について検討を行うため、公募市民・環境市民団体・事業者・学識経験者等で構成する市民会議を開催しました。

委員：15名 任期：平成31年3月31日まで

回	開催日	主な会議内容
第2回	平成29年4月27日	・環境に関する講義（環境デザインの視点・環境教育からE S Dへ） ・講義を踏まえた意見交換
第3回	平成29年5月31日	・活用施設（旧クリーンセンター事務所棟・プラットホーム）の見学会 ・多様な環境活動・啓発について
第4回	平成29年7月13日	・これまでの議論の振り返り ・環境学習・啓発施設の類型について ・運営のあり方について
第5回	平成29年8月3日	・豊田市視察
第6回	平成29年9月1日	・視察報告 ・運営のあり方について
第7回	平成29年10月2日	・運営のあり方について
第8回	平成29年11月7日	・エコプラザ（仮称）のコンセプトについて
第9回	平成29年12月7日	・エコプラザ（仮称）のコンセプトについて ～武蔵野市らしさとエコプラザ（仮称）で大切にしたいこと～
第10回	平成30年2月21日	・エコプラザ（仮称）の機能について～委員の活動報告を事例に～

2	環境講演会「地球温暖化と私たちの未来」の開催	担当課	環境政策課
---	------------------------	-----	-------

エコプラザ（仮称）の整備検討を周知し、検討の背景にある「地球温暖化」をわかりやすく伝えるため、環境講演会を開催しました。

開催日	平成30年3月24日（土）
開催場所	市役所西棟 811会議室
講師	国立環境研究所地球環境研究センター 気候変動リスク評価研究室長 江守 正多 氏
講演内容	地球温暖化の影響と今後の対策について
参加者数	84名

3	各環境イベントでのブース出展	担当課	環境政策課
---	----------------	-----	-------

エコプラザ（仮称）の整備検討を周知するため、各環境イベントにブースを出展し、パネル展示やアンケート調査を行いました。

イベント名	開催日	実施内容	アンケート回答者数
むさしの環境フェスタ	平成 29 年 11 月 12 日（日）	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル展示 ・環境配慮行動チェックシート ・アンケート調査 	284 名
エコマルシェ	平成 29 年 11 月 19 日（日）	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル展示 ・環境配慮行動チェックシート ・アンケート調査 ・環境宣言 	168 名

<環境方針2> 低炭素社会に向けた施策を推進します～エネルギーの地産地消～

再生可能エネルギーの賦存量が少なく、人口密度の高い消費型都市である本市において、市全体でのエネルギー消費量の抑制とエネルギーの効率的な利用を推進するため、「①新しいエネルギーへの対応」「②家庭での省エネ・創エネとエネルギーのスマート化」「③民間事業者との連携によるまちぐるみでの対応」「④公共施設における効率的なエネルギー活用」等の施策（事業）を実施しました。

施策① 新しいエネルギーへの対応

事業名	担当課（施設）	該当頁
1 庁用車への低公害車の導入の推進	財務部 管財課	22
2 未利用エネルギー活用の推進	環境部 環境政策課	22
3 武藏野油田事業	環境部 環境政策課	23

1

府用車への低公害車の導入の推進

担当課

管財課

東京都環境確保条例に基づき、自動車の使用合理化や低公害車の導入等を記載した自動車環境管理計画書を知事に提出し、またその実績を報告しました。

導入実績（平成29年度末時点）

	平成29年度導入台数	平成29年度末累計台数
指定低公害車	2台	30台
電気自動車 ※	0台	1台
天然ガス自動車 ※	0台	8台
ハイブリッド自動車 ※	0台	8台
その他 ※	2台	13台

※電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、その他は指定低公害車の内数です。
※道路運送車両法上の自動車（二輪を除く）台数を計上しています。

2

未利用エネルギー活用の推進

担当課

環境政策課

○ごみ焼却廃熱の活用

平成29年4月稼働のクリーンセンターではごみ焼却の廃熱を利用し、市庁舎を中心とするクリーンセンター周辺公共施設に対し電力及び蒸気を供給しています。

詳細はP26「ごみ焼却に伴う焼却廃熱・電気の利用」に掲載しています。

○地下水熱の活用

未利用エネルギー活用・環境啓発のため、地下水熱・温度差エネルギー活用ヒートポンプと、冷・温熱を触って体感することができる輻射式冷温水パネルヒーターを平成29年3月にむさしの自然観察園に設置しました。地下水熱利用の今後の導入可能性の検証を行っています。

3	武藏野油田事業	担当課	環境政策課
---	----------------	-----	-------

創エネルギーのための具体的な手段のひとつとして、家庭から出る廃食用油をエネルギー（燃料）として活用するスキームを構築すること、その検討の過程を通じて市民のエネルギーに対する関心を高めることを目的として、家庭から使用済み・期限切れ食用油を回収しました。

環境政策課での常時回収やイベント回収、市内協力店舗での回収、ごみ総合対策課での回収により、年1,605リットルの廃油が回収されました。

また、環境フェスタでは廃油キャンドル作りや天ぷらバス活用により廃油活用に対する啓発を行いました。

施策② 家庭での省エネ・創エネとエネルギーのスマート化

事業名		担当課（施設）	該当頁
1	グリーンコンシューマー育成事業	市民部 生活経済課（消費生活センター）	23
2	消費生活展（くらしフェスタむさしの）	市民部 生活経済課（消費生活センター）	23
3	効率的なエネルギー助成制度	環境部 環境政策課	23
4	雨水貯留槽購入助成制度	環境部 下水道課	24

1	グリーンコンシューマー育成事業 消費生活展（くらしフェスタむさしの）	担当課	生活経済課 (消費生活センター)
---	---	-----	---------------------

グリーンコンシューマーとは、環境に配慮して買い物をする消費者のことです。環境にやさしい商品を積極的に買うことで、経済社会の仕組みを変え、地球環境を守っていく運動が、グリーンコンシューマー運動です。

市では年間を通してこのような運動を支援するとともに、環境問題の啓発に努めました。消費生活展では、市内団体の消費生活に関する活動の成果を発表し、その中で環境問題についての情報発信も行いました。

消費生活展（くらしフェスタむさしの 2017）の開催

月 日	テーマ	場 所	参加 団体数
9月 22日(金)～23日(土)	かわる時代 かわる暮らし	武蔵野プレイス 1階ギャラリー	6団体
11月 12日(日)	同上 (二次展示)	むさしの青空市会場 (むさしの市民公園)	6団体

3	効率的なエネルギー助成制度	担当課	環境政策課
---	----------------------	-----	-------

市域の総エネルギー量の削減と効率的な活用をめざし、住宅用のエネルギーマネジメント機器や省エネ・創エネ設備に対する設置改修費用の一部を助成しています。

助成件数

年度	HEMS	家庭用燃料電池 コージェネレーション	太陽熱 温水器	太陽光発電 システム
25	—	91	1	102 (376.620kW)
26	70	48	—	39 (145.490kW)
27	89	57	—	32 (128.320kW)
28	40	20	—	26 (112.460kW)
29	11	7	—	9 (35.10kW)

4

雨水貯留槽購入助成制度

担当課

下水道課

雨水の有効利用により、環境面や災害の抑制・防災時の活用等、多面的な効果が期待できる雨水貯留槽の購入に対して助成をしました。

	容量	助成件数	設置基数
雨水貯留槽	小型 (150t未満)	5 件	5 基
	中型 (150t以上)	11 件	11 基

施策③ 民間事業者との連携によるまちぐるみでの対応

事 業 名

担当課 (施設)

該当頁

1 グリーンパートナー事業

環境部 環境政策課

24

2 省エネルギー設備等導入資金の融資あっせん

環境部 環境政策課

24

1

グリーンパートナー事業

担当課

環境政策課

環境に配慮した事業活動を行う事業者をグリーンパートナーとして登録し、事業者名の公表や情報提供等を行いました（平成 15 年より開始、累計登録事業者数 212 件）。

2

省エネルギー設備等導入資金の融資あっせん

担当課

環境政策課

市内の中小規模事業者が、太陽光利用設備の設置や省エネ診断の結果に基づいた設備改修のために金融機関から借り入れを行った場合に発生する利子相当額と信用保証料の一部を補助しました（実績 1 件）。

施策④ 公共施設における効率的なエネルギー活用

事 業 名

担当課 (施設)

該当頁

1 市関連施設における省エネルギーの取組

環境部 環境政策課

25

2 太陽光発電システムに関する取組

環境部 環境政策課

25

3 コージェネレーションシステムの導入

環境部 環境政策課

26

4 ごみ焼却に伴う焼却廃熱・電気の利用

環境部 環境政策課

26

1	市関連施設における省エネルギーの取組	担当課	環境政策課
---	--------------------	-----	-------

「武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画」に基づき、地球環境への負荷軽減のために様々な省エネルギー対策を市関連施設で実施しています。

- 「エコオフィスむさしの活動」として職員一人ひとりが日々の業務の中で取組むべき活動を定め、
 - ①昼休み等勤務時間外の照明を必要最小限に抑え、机上のスタンド等の不要な照明は消灯すること。
 - ②最後の退庁者は必ず消灯して退庁すること。
 - ③OA機器は不使用時には電源を切ること。
- 等を周知徹底しています。

また夏季・冬季にそれぞれ省エネ月間を設定し、夏季は室温28°C設定と軽装執務励行、冬季は室温20°C設定することにより省エネを推進しています。

2	太陽光発電システムに関する取組	担当課	環境政策課
---	-----------------	-----	-------

○設置可能性調査

既築の公共施設の中で太陽光発電システムが設置可能な施設について図面調査・現地調査を行いました。その上で築年数もあわせた検討を行い、今後既築の公共施設の中で太陽光発電システムの設置を行う可能性のある施設として3施設があげられました。

○性能点検調査

平成19年度以前に設置した13施設の太陽光モジュール・パワーコンディショナーの性能点検を実施しました。

<参考 設置実績>

	設置場所	容量	設置時期	自立運転機能
1	市庁舎車庫棟屋上	1.8kW	平成6年4月	
2	千川小学校校舎屋上	0.08kW	平成7年3月	
3	テンミリオンハウスそ～らの家	3.3kW	平成12年3月	
4	閔前南小学校校舎屋上	30kW	平成12年12月	
5	0123はらっぱ	20kW	平成13年3月	
6	市庁舎車庫棟屋上	30kW	平成14年3月	
7	本宿小学校校舎屋上	30kW	平成14年3月	○
8	桜野小学校体育館屋上	10kW	平成14年3月	
9	市民の森公園	3kW	平成14年12月	
10	井之頭小学校校舎屋上	30kW	平成15年3月	
11	第四小学校校舎屋上	30kW	平成16年3月	○
12	大野田小学校校舎屋上	20kW	平成17年3月	
13	境南小学校東校舎屋上	30kW	平成18年3月	
14	第三小学校校舎屋上	30kW	平成19年3月	
15	第五小学校校舎屋上	30kW	平成20年3月	
16	市営北町第1住宅壁面	3.8kW	平成20年3月	
17	第一小学校校舎屋上	30kW	平成21年3月	
18	市営桜堤住宅屋上	5.86kW	平成21年12月	
19	第二小学校校舎屋上	30kW	平成22年3月	
20	桜野小学校校舎屋上〔寄贈〕	10kW	平成22年3月	
21	第六中学校校舎屋上	30kW	平成23年3月	
22	第二中学校校舎屋上	30kW	平成24年3月	
23	吉祥寺南町コミュニティセンター屋上	5kW	平成24年3月	

	設置場所	容量	設置時期	自立運転機能
24	第五中学校校舎屋上	30kW	平成 24 年 10 月	○
25	八幡町コミュニティセンター屋上	5kW	平成 24 年 12 月	
26	吉祥寺南町コミュニティセンター 屋上 [寄贈]	5. 58kW	平成 25 年 3 月	
27	第一中学校校舎屋上	30kW	平成 26 年 2 月	○
28	第三中学校校舎屋上	30kW	平成 27 年 3 月	○
29	第四中学校校舎屋上	30kW	平成 28 年 3 月	○
30	中央図書館	10kW	平成 29 年 1 月	○
31	クリーンセンター屋上	10kW	平成 29 年 3 月	
	総容量	593. 42kW		

※その他、公園の時計や交差点マーク等に、太陽光パネルのついたものを導入しています。

※子ども協会所有の建物である境こども園や北町保育園にも導入しています。

3	コーチェネレーションシステムの導入	担当課	環境政策課
---	-------------------	-----	-------

設置場所	出力	設置時期	内容
大野田小学校	1 kW	平成17年 4 月 (平成21年 4 月に入れ替え)	都市ガス中の水素と空気中の酸素の反応によって発電と給湯を行う「燃料電池コーチェネレーションシステム」
市民文化会館	70 kW	平成29年 3 月	ガスエンジン・タービンで発電すると同時に、排気ガスの熱を利用して蒸気やお湯を作り、有効に活用する「ガスコーチェネレーションシステム」
クリーンセンター	1, 500 kW	平成29年 3 月	

4	ごみ焼却に伴う焼却廃熱・電気の利用	担当課	クリーンセンター
---	-------------------	-----	----------

クリーンセンターで発生した蒸気を、市役所庁舎や総合体育館等で、冷暖房や温水プールの熱源として有効に利用しました。また、ごみ焼却処理の過程で発生した廃熱を利用して発電し、市役所庁舎、総合体育館、緑町コミュニティセンターに送電しました。

○蒸気送気量

年度	総合体育館等	市庁舎	クリーンセンター 管理棟
25	3, 431	1, 178	2, 983
26	3, 094	842	2, 949
27	3, 246	956	3, 009
28	1, 590	536	1, 984
29	3, 950	1, 315	—

※平成 28 年度旧施設から新施設への移行期間（10 月～2 月）中は、蒸気の供給ができなかったため、例年より利用量が減少しています。

※平成 29 年度から新施設が本格稼働しました。

※新施設移行後から、クリーンセンター管理棟での蒸気利用はおこなっていません。

○発電量

29 年度 12, 159, 370kwh

<環境方針3> ごみの発生抑制と資源の循環利用を進めます ~循環型社会の構築~

市民生活や事業活動において、エネルギー及び資源の消費を抑制しながら、ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）を行い持続可能な循環型社会の形成を目指すため、「①市民・事業者・行政（市）の連携の再構築」「②ごみの発生抑制」「③ごみ・資源の循環利用の推進」「④ごみ処理のコストと環境負荷削減」「⑤新しいごみ処理施設の稼働」等の施策（事業）を実施しました。

施策① 市民・事業者・行政（市）の連携の再構築

事業名	担当課（施設）	該当頁
1 ごみ減量資源化推進事業者（ECOパートナー）認定表彰制度	環境部 ごみ総合対策課	27
2 資源回収団体や事業者への補助金交付	環境部 ごみ総合対策課	27

1	ごみ減量資源化推進事業者（ECOパートナー）認定表彰制度	担当課	ごみ総合対策課
---	------------------------------	-----	---------

事業活動において、エネルギーの消費を抑えながらごみの発生を可能な限り抑制し、その上で発生するごみについても、生ごみ・雑紙の全量資源化を実施してきた事業者について、その功績を認定する制度です。平成29年度は43事業者のうち、29事業者を認定表彰しました。

平成29年度 ごみ減量資源化推進事業者認定表彰者

亜細亜学園	アトレ吉祥寺店	イトーヨーカ堂武蔵境店
いなげや武蔵野桜堤店	いなげや武蔵野関前店	いなげや武蔵野西久保店
井の頭自然文化園	NTT武蔵野研究開発センタ	エフエフビル管理組合
吉祥寺第一ホテル	吉祥寺東急REIホテル	キラリナ京王吉祥寺
コピス吉祥寺	サミットストア武蔵野緑町店	JR吉祥寺駅
成蹊学園	西友吉祥寺店	ダイヤパローレビル
東急百貨店吉祥寺店	パルコ吉祥寺店	ファミリープラザビル
丸井吉祥寺店	三鷹東急ストア	ミニコープ武蔵野店
武蔵野給食センター	武蔵野赤十字病院	モンテローザ
横河電機	ヨドバシ吉祥寺	

2	資源回収団体や事業者への補助金交付	担当課	ごみ総合対策課
---	-------------------	-----	---------

リサイクルシステムの確立とリサイクル活動の全市的展開を図るため、資源回収を行う住民団体等や事業者に対して、補助金を交付しました。

住民団体等に対する資源回収事業補助金の交付実績

年度	25	26	27	28	29
団体数（団体）※1	188	193	192	190	190
補助金額（円）	34,953,490	34,038,700	33,075,220	31,272,130	29,808,140
資源回収量（kg）	3,420,749	3,327,870	3,230,722	3,051,013	2,904,814

資源回収事業者に対する資源回収事業補助金の交付実績

年度	25	26	27	28	29
事業者数（事業者）※2	16	16	17	17	17
補助金額（円）	6,806,498	6,623,836	6,433,318	6,068,806	5,774,712
資源回収量（kg）	3,403,249	3,311,918	3,216,659	3,034,403	2,887,356

※1、※2 補助金は年2回（4月～9月期、10月～3月期）に分けて交付。団体数及び事業者数は10月～3月期の数。

施策② ごみの発生抑制

事 業 名	担当課（施設）	該当頁
1 ごみの排出状況の監視・指導	環境部 ごみ総合対策課	28
2 ごみ減量情報紙「武蔵野ごみニュース」	環境部 ごみ総合対策課	28
3 廃棄物の多量排出事業者への指導	環境部 ごみ総合対策課	29
4 電子申請の活用による利便性の向上及び紙の削減	総務部 情報管理課	29

1

ごみの排出状況の監視・指導

担当課

ごみ総合対策課

ごみ問題を解決するためには、ごみの発生の抑制と資源物の再資源化等、事業者や市民等の理解と協力に支えられるところが大きく、自分自身がごみの被害者であるとともに加害者でもあるという一人ひとりの意識改革が重要な課題です。市では、事業者や市民等が排出するごみの状況を監視・指導するため、市内全域を対象にパトロールを実施し、事業系ごみについては有料ごみ処理袋の開封調査・指導をし、家庭ごみにおいては分別指導を周知し、減量及び資源化の推進に努めました。

平成29年度 ごみ排出状況の監視・指導

家庭系ごみ排出箇所数	戸建住宅：約19,560箇所 集合住宅：約6,020箇所
事業系ごみ排出件数（注）	約4,800事業所
家庭系ごみ監視指導	224件（月平均：18.7件、日平均：0.6件）
事業系ごみ監視指導	81件（月平均：6.8件、日平均：0.2件）
不法投棄監視指導	182件（月平均：15.2件、日平均：0.5件）

※事業系ごみ排出件数とは、1日平均10kg以下の量を排出する市内事業所数です。

2

ごみ減量情報紙「武蔵野ごみニュース」

担当課

ごみ総合対策課

家庭ごみの更なる減量を図るために、各家庭において実践してもらいたい減量行動やごみの現状、ごみに関するトピック等を盛り込んだ情報紙を作成し、年2回、全戸配布しました。

3	廃棄物の多量排出事業者への指導	担当課	ごみ総合対策課
---	-----------------	-----	---------

事業系ごみの減量・再資源化を推進するため、多量の廃棄物を排出する事業者に、4月1日現在の廃棄物再利用計画書を提出してもらい、ごみ減量の取組、資源物分別方法について立入検査を実施しました。

計画書提出事業者

計画書提出事業者 (月平均10t以上の廃棄物を排出する事業所)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	40件	43件	43件	43件	43件
計画書廃棄物排出量計	11,612t	12,337t	11,848t	11,654t	11,343t
計画書廃棄物資源化量計	9,214t	10,065t	9,646t	9,379t	9,152t
計画書資源化率平均	79%	82%	81%	80%	81%

4	電子申請の活用による利便性の向上及び紙の削減	担当課	情報管理課
---	------------------------	-----	-------

電子申請を活用することで、市役所までの移動にかかるエネルギーや紙の使用削減を図りました。

年 度	25	26	27	28	29
手続数	26	22	21	22	25
申請件数	1,983	2,418	2,745	2,994	4,129

該当課	実施事業数	合計申請件数
企画調整課	1	14 件
秘書広報課	1	7 件
管財課	1	3 件
ごみ総合対策課	2	19 件
緑のまち推進課	1	283 件
健康課	8	1861 件
児童青少年課	1	1 件
交通対策課	1	1059 件
指導課	1	30 件
生涯学習スポーツ課	5	550 件
選挙管理委員会事務局	3	302 件

施策③ ごみ・資源の循環利用の推進

事 業 名		担当課（施設）		該当頁
1	機密文書のリサイクルの推進	総務部	総務課	30
2	むさしの青空市の開催とごみ減量・リサイクルの取組	市民部	生活経済課（消費生活センター）	30
3	剪定枝葉等の堆肥化	環境部 課	環境政策課 ごみ総合対策課	31
4	一般廃棄物処理量の監視	環境部	ごみ総合対策課	32
5	啓発用冊子「ごみ便利帳」及び「ごみ・資源収集日一覧表」	環境部	ごみ総合対策課	32
6	むさしのエコボ（不用品再利用掲示板事業）	環境部	ごみ総合対策課	32
7	小型廃家電製品マテリアル回収	環境部	クリーンセンター	33
8	放置自転車のリサイクル	都市整備部	交通対策課	33
9	除籍資料リサイクルコーナーの設置	教育部	図書館	33

1

機密文書のリサイクルの推進

担当課

総務課

保存年限を経過した府内機密文書を一斉廃棄する際に、焼却処分するのではなく、機密を保持した上で再資源化を実施しました。

年度	25	26	27	28	29
再資源化量（t）	17.02	13.43	16.34	17.36	13.98

2

むさしの青空市の開催とごみ減量・リサイクルの取組

担当課

生活経済課
(消費生活センター)

毎年11月に開催し、1万人以上の市民が参加するイベントです。生活用品の再利用や物資の有効利用のため、リサイクル品の販売等を実施しました。また、会場内では徹底したごみ減量、分別資源化を市民参加で行いました。

青空市廃棄物の処理状況

(単位：kg)

	第33回 (平成25年)	第34回 (平成26年)	第35回 (平成27年)	第36回 (平成28年)	第37回 (平成29年)
可燃ごみ	73.0	52.6	117.5	40.5	55.0
不燃ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資源ごみ	88.5	376.9	320.3	115.0	156.0
計	161.5	429.5	437.8	155.5	211.0

第35回（平成27年）の可燃ごみが多いのは、雨によりダンボールが再生不可となり、可燃ごみとなつたため

資源ごみの内訳

(単位 : kg)

	第33回 (平成25年)	第34回 (平成26年)	第35回 (平成27年)	第36回 (平成28年)	第37回 (平成29年)
缶	8.0	2.8	4.2	7.0	7.0
ビン	3.0	0.0	1.0	11.0	6.0
トレー	3.0	6.3	9.0	16.0	19.0
ダンボール・ 雑紙	50.0	340.0	280.0	67.0	106.0
生ごみ	7.5	23.0	12.0	5.0	10.0
割りばし	(注1) -	(注2) -	(注3) -	(注3) -	(注3) -
プラ容器	16.0	3.8	14.1	8.0	8.0
ペットボトル	1.0	1.0	0.0	1.0	0.0
計	88.5	376.9	320.3	115.0	156.0

(注1) 第33回(平成25年)、割り箸を可燃ごみとして集計

(注2) 第34回(平成26年)は、割り箸を製紙会社へ送付

(注3) 第35回(平成27年)以降は、ダンボール・雑紙に含む

3	剪定枝葉等の堆肥化	担当課	環境政策課 ごみ総合対策課
---	-----------	-----	------------------

家庭から排出される剪定枝葉は、従来焼却処理されていましたが、平成19年7月より、戸別収集し堆肥化することで、資源化を行いました。

年度	25	26	27	28	29
回収量 (t)	249.23	242.92	236.04	228.28	217.39
処理費用 (円)	12,579,784	12,758,040	12,567,960	12,345,345	12,051,315

また、原発事故以降の落ち葉等の堆肥化については、国や都が落ち葉等の堆肥の生産を自肅することとしたため活動を中止してきましたが、残置たい肥をバイオマス燃料としてすべてリサイクル処理し、たい肥置き場を空にしたこと、空間放射線量等の測定値が基準値以下を継続していることから、敷地内処理や閉所密閉管理の原則等、一定のルールを図りながら条件付きで堆肥化を再開しました。

平成28年度から29年度にかけて11施設の開設実績がありました。堆肥を市民配布等する場合は、国の指導に基づき、東京都の出荷承認が必要であり、平成29年度は6か所が承認を得て配布を実施しています。

4

一般廃棄物処理量の監視

担当課

ごみ総合対策課

一般廃棄物処理計画に基づき、ごみ減量・再資源化を推進するために、1ヶ月を単位に市内の一般廃棄物の量をクリーンセンター搬入量・資源化量・最終処分場搬入量等により把握し、排出・処理のフロー上で量的監視を行いました。また毎月、ごみ排出内訳・ごみ処理内訳及びフローを作成しました。

ごみ排出量・総資源化率・最終処分率

発生	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	排出量	40,312t	39,040t	38,699t	①=②+③
	ごみ収集量	29,745t	28,660t	28,464t	②=可燃、不燃、粗大、有害ごみの量
	資源収集量	10,567t	10,380t	10,235t	③=資源収集（古紙、ビン、缶、ペットボトル、その他プラスチック容器）の量
	排出抑制量	3,811t	3,590t	3,437t	④=資源収集（③）以外の方法で回収した資源物の量（拠点回収、集団回収等）

中間処理	ごみ処理量	29,429t	28,300t	28,102t	⑤焼却、破碎等ごみとして中間処理した量
	資源化量	14,694t	14,329t	14,033t	⑥=資源収集、拠点回収、集団回収、不燃ごみに含まれる資源物等の量
	総資源化率	33.30%	33.61%	33.30%	⑥/(①+④)

最終処分	最終処分量	2,849t	2,647t	2,635t	⑦=焼却残灰の量
	最終処分率	7.07%	6.78%	6.81%	⑦/①

エコセメント化施設受入量	2,759t	2,580t	2,540t	焼却残灰のエコセメント化量
--------------	--------	--------	--------	---------------

5

啓発用冊子「ごみ便利帳」及び「ごみ・資源収集日一覧表」

担当課

ごみ総合対策課

ごみの分別収集徹底を推進するため、ごみの分別方法の詳細な案内を盛り込んだ市民向け啓発用冊子「ごみ便利帳 eco ブック」と、収集日を地区ごとにまとめたイラスト入り「ごみ・資源収集日一覧表」を作成し、市民課や市政センター窓口で転入者等に対して配布しました。

6

むさしのエコボ（不用品再利用掲示板事業）

担当課

ごみ総合対策課

不用になった品物をごみとして捨てるのではなく、「譲ります」「譲ってください」と市民から申し込まれた品物を市内施設や市のホームページに掲載し、市民同士の自主的な交渉で交換し合う「むさしのエコボ」（不用品再利用掲示板事業）を実施しました（平成23年3月より開始）。

むさしのエコボ利用状況 (件)

年度	25	26	27	28	29
申込件数・譲ります	127	133	125	116	124
申込件数・譲ってください	16	48	25	6	13
交渉成立件数・譲ります	84	97	67	82	95
交渉成立件数・譲ってください	1	10	6	1	4

7	小型廃家電製品マテリアル回収	担当課	クリーンセンター
---	----------------	-----	----------

品目 年 度	モーター ①	モーター ②	電源基板	コード類	金属 複合物	除湿機 冷風機類	ハードディスク	携帯電話	携帯電話 電池	鉛類	スマホ
	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)
25	11,350	27,390	1,960	1,240	19,640	2,040	30	160	150	—	—
26	10,750	27,870	1,500	910	0	1,920	0	260	240	—	—
27	10,870	27,650	1,560	860	0	1,920	40	250	400	—	—
28	6,360	19,660	980	590	0	1,420	0	269	381	326	100
29	—	—	—	—	—	—	—	140	350	170	0

都市鉱山開発事務所分（モーター①、電源基板、コード類、金属複合物、ハードディスク）
不燃・粗大施設手選別分（モーター②、除湿機・冷風機類、携帯電話、携帯電話電池、鉛類、スマホ）

平成 23 年度から不燃・粗大ごみ処理施設にて処理する前に廃家電機器等をピックアップにより回収し、『都市鉱山開発事務所』で分解・選別を開始しました。電子レンジ、プリンター、掃除機等の廃家電機器等を分解し、電動機類、基板、コード類、ハードディスクを取り出しています。これらの取り出した部品は、平成 25 年 4 月より施行された小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)に基づく認定事業者に搬出し、適正なリサイクルにより、新たな資源やエネルギーとして生まれ変わります。

平成 28 年 12 月より新クリーンセンター建設工事のため分解は休止中。新管理棟完成後に再開予定。

8	放置自転車のリサイクル	担当課	交通対策課
---	-------------	-----	-------

引き取り手のない撤去自転車のうち、一定の保管期間を経たものは、売却したり点検整備をして、開発途上国に譲与しました。

放置自転車の海外譲与台数

年度	25	26	27	28	29
海外譲与台数（台）	250	200	200	200	200
売却台数（台）※	2,346	1,570	1,526	960	777

※売却した自転車は海外で再利用されています。

9	除籍資料リサイクルコーナーの設置	担当課	図書館
---	------------------	-----	-----

各図書館に、除籍資料等をリサイクルするブックリサイクルコーナーを設け、常時リサイクル資料を無償で提供しました。

リサイクルの対象資料は、①保存年限が過ぎ、廃棄の対象となった雑誌、②時の経過につれて利用価値がなくなり保存価値を失ったもの、③利用の少ない複本図書、④改版が入手されたもの等です。

除籍資料リサイクル提供数の推移 (単位：冊)

年度	中央図書館	吉祥寺図書館	武蔵野プレイス
25	7,079	5,644	8,985
26	5,926	6,610	8,880
27	5,619	6,882	9,189
28	5,946	6,027	10,188
29	6,292	3,100	9,233

※吉祥寺図書館はリニューアル工事による閉館のため、4～8月の合計。

施策④ ごみ処理のコストと環境負荷削減

事業名	担当課（施設）	該当頁
1 ごみ収集の在り方等検討委員会の開催	環境部 ごみ総合対策課	34

1

ごみ収集の在り方等検討委員会の開催

担当課

ごみ総合対策課

ごみ収集の在り方等検討委員会を開催し、資源ごみの収集頻度等の見直しや店頭回収・集団回収等の在り方を検討し、具体的な見直しの方向性を固めました。

施策⑤ 新しいごみ処理施設の稼働

事業名	担当課（施設）	該当頁
1 安全・安心な施設づくり	環境部 クリーンセンター	34

1

安全・安心な施設づくり

担当課

クリーンセンター

4月から本格稼働している武藏野クリーンセンターは、周辺住民の方々のご理解とご協力のもとに、旧施設の敷地東側を整備用地とし、平成26年5月に建設工事に着手し、平成28年11月から試運転、実負荷運転を行い、良好な運転結果を得、工場棟は平成29年3月に完成しました。

今後、全国トップレベルの排ガス基準値を順守し、安全で安定的な施設運営を継続していきます。

排ガス自主基準値

項目	基準値
ばいじん	0.01 g / Nm ³ 以下
硫黄酸化物	10ppm 以下
窒素酸化物	50ppm 以下
塩化水素	10ppm 以下

＜環境方針4＞ 生物多様性に配慮した緑と水の保全・創出とその活用を進めます
～自然が感じられる環境の確保～

人と自然が共生した本市らしい環境都市の形成を目指すため、「①市民・事業者との連携による緑化の推進」「②潤いある緑環境の形成」「③自然に配慮した水辺環境の整備」「④武蔵野市らしい生物多様性の確保」「⑤周辺地域との広域的な連携」「⑥都市農業への支援」等の施策（事業）を実施しました。

施策① 市民・事業者との連携による緑化の推進

事 業 名		担当課（施設）	該当頁
1	接道部緑化の推進	環境部 緑のまち推進課	35
2	保存樹林、保存樹木、保存生垣制度	環境部 緑のまち推進課	35
3	市民参加による緑のまちづくりの推進	環境部 緑のまち推進課	36
4	地域の緑を保全する意識の醸成	環境部 緑のまち推進課	36
5	緑を支える活動の支援	環境部 緑のまち推進課	36
6	多様な主体による緑の維持管理	環境部 緑のまち推進課	36

1

接道部緑化の推進

担当課

緑のまち推進課

緑被率・緑視率（目に映る緑の量）の増加を目的に道路に接する部分の緑化に対して助成を行いました。

接道部緑化助成実績

年度	植 栽					緑化に伴うブロ ック塀等撤去 (m ²)
	生垣 (m)	高木 (本)	中木 (本)	低木 (株)	地被類 (m ²)	
25	44	9	66	136	1	25
26	132	17	47	133	32	72
27	38	11	40	30	4	30
28	54	17	19	70	8	34
29	34	19	40	127	15	0

2

保存樹林、保存樹木、保存生垣制度

担当課

緑のまち推進課

保存樹林、保存樹木、保存生垣の指定及び維持管理のための補助金を交付しました。

平成29年度 補助金の交付実績

	件 数	内 訳	補助金交付額
保存樹林	4 件	7,773m ²	693,500 円
保存樹木	175 件	918 本	5,127,000 円
保存生垣	148 件	4,090m	1,227,000 円

3 4	市民参加による緑のまちづくりの推進 地域の緑を保全する意識の醸成	担当課	緑のまち推進課
--------	-------------------------------------	-----	---------

緑の保全に関する意識啓発を推進することによって、環境保全活動の広がりを目指しました。

平成 29 年度 事業実績

事 業 名	期 日 (頻度)	実 績 等
市民参加花壇への植付け	春秋（2回）	総本数 2,010 株 花 壇 延べ 14 箇所 市民参加人数 延べ 241 人
菊 花 展	11月2日～11月8日	出品数 214 点
東 洋 蘭 展	3月25日	出品数 100 点
緑の市民講座	4回	市民参加者 延べ 95 名 「ハーブ王子の初夏の野草講座」他

5	緑を支える活動の支援	担当課	緑のまち推進課
---	------------	-----	---------

市立公園等を拠点とした緑の保全、緑化推進、公園維持等を行うボランティア団体に対し、活動経費の一部を助成しています。

年度	助成団体数	助成金額(円)
25	24	3,022,000
26	24	3,062,000
27	25	3,178,000
28	24	3,130,000
29	24	3,123,000

6	多様な主体による緑の維持管理	担当課	緑のまち推進課
---	----------------	-----	---------

市民のボランティア活動によって、民有地の緑を保全する仕組みづくりを目指し、モデル事業として、緑の保全サポート制度を実施しました。事業内容は、刈り込みの基本的知識や技術を習得する講座および実習で、平成 27 年度は講座 1 回、実習 1 回、平成 28 年度は、講座を 1 回、実習を 3 回、平成 29 年度は実習を 2 回実施しました。なお平成 29 年度に、参加されたボランティアの方々との意見交換やボランティアの方々を対象としたアンケート調査を実施し、次年度以降の事業のあり方や進め方について検討しました。

施策② 潤いある緑環境の形成

	事業名	担当課（施設）	該当頁
1	環境緑地の整備促進	環境部 緑のまち推進課	37
2	公園緑地の整備・拡充	環境部 緑のまち推進課	37
3	道路緑化・緑道整備の推進	環境部 緑のまち推進課	37
4	壁面・屋上緑化の推進	環境部 緑のまち推進課	38
5	学校緑化の支援	教育部 教育企画課	38

1	環境緑地の整備促進	担当課	緑のまち推進課
---	-----------	-----	---------

民有地の緑を良好な状態で残し、市民が利用できるようにすることを目的として実施しました。環境緑地の指定件数は、平成 29 年度末で 5 件（計 406.35 m²）です。

2	公園緑地の整備・拡充	担当課	緑のまち推進課
---	------------	-----	---------

武蔵野市緑の基本計画 2008 に定める「都市公園の整備の方針」に基づき、計画的に公園・緑地を整備・拡充しています。また、公園緑地の有するポテンシャルを発揮するため、公園のリニューアルを実施しています。平成 29 年度は、グリーンパーク緑地を拡充するとともに、桜橋公園をリニューアルしました。

年度	箇所数	面積 (m ²)
25	185	642,447
26	190	649,122
27	190	652,100
28	192	653,859
29	192	655,414

3	道路緑化・緑道整備の推進	担当課	緑のまち推進課
---	--------------	-----	---------

まちの景観の向上及び沿道の生活環境の保全を図るとともに、道路交通の快適性、安全の確保、自然環境の保全等を目的として、道路緑化を進めてきました。

年度	街路樹（本）	グリーンベルト (m)
25	2,287	13,306
26	2,356	13,997
27	2,416	15,078
28	2,435	15,184
29	2,478	15,184

4	壁面・屋上緑化の推進	担当課	緑のまち推進課
---	------------	-----	---------

これまで、地上部を重視した緑化を推進してきましたが、駅周辺の商業地域では地上部での緑の確保が難しくなっています。このため、中高層建築物等の建築時におけるまちづくり条例の協議の際には、壁面・屋上緑化について提案や指導を進めています。

まちづくり条例の協議の実績

年度	25	26	27	28	29
件数	26	29	24	33	36

5	学校緑化の支援	担当課	教育企画課
---	---------	-----	-------

学校の自主的な緑化の取組を支援することで、学校内の涼環境創出、児童・生徒への環境教育、市民の緑化に対する意識の向上、ヒートアイランド現象の緩和を目指しました。

第一小学校（芝生化面積235m²）、第三小学校（芝生化面積455m²）、境南町小学校（芝生化面積158m²）、第三中学校（芝生化面積504m²）において、昨年度に引き続き、芝生の維持管理を実施しました。また、昨年度に引き続き、第五小学校、大野田小学校、千川小学校において校舎屋上の緑化を実施しました。

施策③ 自然に配慮した水辺環境の整備

事　業　名	担当課（施設）	該当頁
1 仙川水辺環境整備基本計画	環境部 緑のまち推進課	38
2 千川上水の整備	環境部 緑のまち推進課	39
3 玉川上水沿線の緑化	環境部 緑のまち推進課	39

1	仙川水辺環境整備基本計画	担当課	緑のまち推進課
---	--------------	-----	---------

仙川水辺環境整備基本計画（仙川リメイク）に基づき、市内の仙川を4つのゾーン（自然生態系復活ゾーン・親水ゾーン・川の道ゾーン・水辺景観形成ゾーン）に分け、その特徴に合わせた整備をすることとしています。29年度は既整備区間の維持管理を行い水辺環境の保全を図りました。

2	千川上水の整備	担当課	緑のまち推進課
---	---------	-----	---------

水と緑の環境を活用した散策や休憩の場、親水や身近な自然とのふれあいの場として、多くの市民に親しまれるように、千川上水整備基本計画に即し、千川上水の整備を実施しました。

年度	区間	延長	内容
25	千川橋～関前橋	470m	休憩施設、舗装等
26	武藏野大学前～千川橋	450m	休憩施設、舗装、石碑周辺整備等
27	関前橋～電通研究所前	280m	擬木柵、視点場設置、案内板設置等
28	北裏橋～吉祥寺橋	190m	擬木柵、視点場設置、石碑周辺整備等
29	西北浦橋～北裏橋	230m	擬木柵、視点場設置等

3	玉川上水沿線の緑化	担当課	緑のまち推進課
---	-----------	-----	---------

玉川上水と緑道の良好な環境を憩いの空間、多様な生物の生息空間として今後も保全・充実していくために、都や周辺自治体と情報交換や連絡調整を密に行い、史跡玉川上水整備活用計画に基づき、保存管理、整備活用、管理・運営等に協力をしています。

施策④ 武蔵野市らしい生物多様性の確保

事　業　名	担当課（施設）	該当頁
1 生物多様性基本方針の策定	環境部 環境政策課	39

1	生物多様性基本方針の策定	担当課	環境政策課
---	--------------	-----	-------

市内の水・緑等の自然環境や過去に実施してきた生物生息調査内容等を踏まえ、既成市街地における生物多様性を保全するための基本的な考え方を整理し、武蔵野市生物多様性基本方針を策定しました。

施策⑤ 周辺地域との広域的な連携

事　業　名	担当課（施設）	該当頁
1 森林整備等の実施	環境部 緑のまち推進課	39

1	森林整備等の実施	担当課	緑のまち推進課
---	----------	-----	---------

森林の持つ公益的機能を享受してきた都市が、荒廃の恐れのある多摩地域の森林を保全すること、また森林資源を活用して市民の森林に対する理解を深め、自然環境への関心を高めることを目的として、東京の森林の保全と活用を行いました。

平成 29 年度 活動実績

森林名	内容
二俣尾・武蔵野市民の森 (協定区域 7.02ha)	森林整備：歩道改修、桟橋架替、林内刈払、枝打 啓発事業：森の市民講座（年 4 回実施）、運営協議会の開催（年 1 回実施）
奥多摩・武蔵野の森 (整備区域 3.35ha)	森林整備：歩道改修・刈払い、シカ柵設置、見回り管理、 運営協議会の開催（年 1 回実施）

施策⑥ 都市農業への支援

事 業 名	担当課（施設）	該当頁
1 農地保全制度	市民部 生活経済課	40
2 環境保全型農業用資器材購入補助制度	市民部 生活経済課	40

農地の保全を図るため、5 a～80 a の農地を 10 年間継続して保存するという協定を結ぶことを要件に、農業経営に必要な農機具等の購入費用の一部を補助しました。

登録農地の指定及び補助の実施

年 度	協定件数	指定面積	補助金（千円）
25	2 件	5,198m ²	510
26	4 件	13,841m ²	1,247
27	4 件	10,518m ²	1,030
28	3 件	9,097m ²	1,126
29	1 件	2,524m ²	1,658

廃ビニールの排出量を抑制できる自然崩壊性マルチシートや、減農薬野菜等栽培のためのフェロモン剤等、環境保全に配慮した農業用資器材の購入に対し補助を行い、環境と調和した農業の推進を図りました。

平成 29 年度 補助金の交付実績

品名	数量	申請農家戸数(のべ数)	補助金(千円)	備考
有機質肥料	2,073	72	688	28 種類
自然崩壊性マルチシート及び紙マルチシート	115	9	739	
フェロモン剤及びトラップ	6	2	10	
防虫ネット・寒冷紗	9	6	79	
光分解テープ及び麻ロープ	45	12	33	
防鳥網	10	7	59	

＜環境方針 5＞ 環境に配慮した都市基盤整備を進めます。～環境と共生したまちづくり～

地域と調和した景観の形成するとともに環境に配慮したまちづくりを進めるため、「①環境に配慮したまちづくり」「②まちの景観保全」「③美しく清潔なまち」「④歩行者と自転車が動きやすく環境負荷の少ない道路空間」「⑤公共交通の活用と渋滞緩和」等の施策（事業）を実施しました。

施策① 環境に配慮したまちづくり

事 業 名	担当課（施設）	該当頁
1 宅地開発、中高層建築物の建築に対する指導	都市整備部 まちづくり推進課	41
2 既存住宅の耐震性能向上による耐用年数の延伸	都市整備部 住宅対策課	41
3 公共施設の建築・工事における環境配慮	財務部 施設課 環境部 下水道課・緑のまち推進課 都市整備部 交通対策課・道路課	42

1	宅地開発、中高層建築物の建築に対する指導	担当課	まちづくり推進課
---	----------------------	-----	----------

事業主が開発行為または中高層建築物の建築を行う際、「武藏野市まちづくり条例」に基づき、①中高層建築物（高さ 10m を超える等）、②特定集合住宅（15 戸以上）、③集客施設（500 m²以上）、④開発行為等の開発事業に対して、事業区域内の緑化の推進や保全、公園・公共用地の確保、駐輪施設、清掃施設の設置等、居住環境に配慮した事業計画となるよう指導及び誘導を行いました。

各種届出（「武藏野市まちづくり条例」に基づく）

年度	25	26	27	28	29
大規模土地取引の手続き（件）	1	3	0	0	1
大規模開発事業（件）	2	6	3	5	12
一般開発事業（件）	24	23	21	28	24

2	既存住宅の耐震性能向上による耐用年数の延伸	担当課	住宅対策課
---	-----------------------	-----	-------

既存住宅の耐震性向上は、耐用年数を延伸させ、エネルギー・資源の有効活用、廃棄物削減や自然環境の保全等につながります。耐震診断及び耐震改修を対象とした助成制度や耐震アドバイザー派遣により、耐震診断・改修を促進し、既存住宅の耐震性能の向上を図りました。

○耐震助成件数

年度	診断助成件数	改修助成件数
25	60 件(木造 57/非木造 1/マンション 2)	58 件(木造 58/非木造 0 /マンション 0)
26	55 件(木造 49/非木造 1/マンション 5)	27 件(木造 27/非木造 0/マンション 0)
27	73 件 (木造 68/非木造 2/マンション 3)	46 件 (木造 44/非木造 1/マンション 1)
28	69 件 (木造 67/非木造 1/マンション 1)	31 件 (木造 30/非木造 1/マンション 0)
29	12 件 (木造 10/非木造 0/マンション 2)	48 件 (木造 44/非木造 4/マンション 0)

○耐震アドバイザー派遣事業

派遣件数	受付期間
30 件(相談：木造 30)	平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
30 件(相談：木造 23/マンション 5、簡易診断：マンション 2)	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
30 件(相談：木造 20/マンション 6、簡易診断：マンション 4)	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
16 件(相談：木造 14/マンション 1、簡易診断：マンション 1)	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
66 件(相談：非木造 13/マンション 2、簡易診断：木造 29/ 非木造 4 件/マンション 1、安心パック：木造 17)	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

※安心パックとは、耐震診断、補強計画、工事費概算費用算出をまとめて行う事業のこと。

3	公共施設の建築・工事における環境配慮	担当課	施設課 下水道課 緑のまち推進課 交通対策課 道路課
---	--------------------	-----	----------------------------------

市の関連施設の建築・工事のうち、一定規模（契約金額 130 万円以上）の建築・工事については、下記の「環境配慮事項」の中から、実施可能なものを導入し、環境への配慮を行いました。

環境配慮事項

①緑化及び生態系の保護	⑥再生資源の利用
②公害の防止	⑦施設等の長期利用
③省資源、省エネルギー	⑧良好な景観の確保
④新エネルギー等の利用	⑨地球環境の保全
⑤雨水の利用	⑩耐震性の確保

該当課	一件 130 万円 以上の 工事 件数	環境に配慮した件数									
		① 緑化 及 び 生態 系 の 保 護	② 公 害 の 防 止	③ 省 資 源 、 省 エ ネ ル ギ ー 等 の 利 用	④ 新 エ ネ ル ギ ー 等 の 利 用	⑤ 雨 水 の 利 用	⑥ 再 生 資 源 の 利 用	⑦ 施 設 等 の 长 期 利 用	⑧ 良 好 な 景 観 の 確 保	⑨ 地 球 環 境 の 保 全	⑩ 耐 震 性 の 確 保
施設課	77	3	5	25	0	1	73	5	0	1	0
交通対策課	3		3				2				
道路課	14	2	14				14	4		4	
下水道課	13		13			2	13	13			2
緑のまち推進課	5	5	5	5			4		5	5	

※1 件の中で複数の環境配慮項目が該当する工事案件があるため、①～⑩の合計値と工事件数は必ずしも一致しません。

施策② まちの景観保全

事 業 名	担当課（施設）	該当頁
1 屋外広告物の指導・落書きの処理	環境部 環境政策課	43
2 あき地・空き家の適正管理	環境部 環境政策課 都市整備部 住宅対策課	44
3 電線類の地中化の推進	都市整備部 道路課	44

1	屋外広告物の指導・落書きの処理	担当課	環境政策課
---	-----------------	-----	-------

A. 屋外広告物の指導

無秩序に出された屋外広告物は、まちの良好な景観を損なうため、申請受付事務や苦情相談対応を通じて業者への指導を行いました。また市内の屋外広告物の状況をパトロールし、違反となっているはり紙・はり札・立看板等の撤去を行いました。

<屋外広告物の許可申請受理>

種別	25		26		27		28		29		
	件数	基数	件数	基数	件数	基数	件数	基数	件数	基数	
市 許 可 分	広告板・塔	85	303	119	532	104	395	141	522	109	419
	はり紙・はり札	1		4		14		-		1	
	広告幕	14		-		24		-		15	
	アドバーン・立看板等	1		-		48		18		7	
	計	101	303	123	532	190	395	159	522	132	419
都 許 可 分	広告塔	13	13	14	15	12	12	11	11	12	13
	広告板	82	126	90	166	83	135	95	213	88	157
	計	95	139	105	181	95	147	106	224	100	170

<違反広告物の処理状況>

年度	25	26	27	28	29
はり紙・はり札(件)	14,811	13,805	11,902	13,760	8,857
立看板(件)	-	2	8	1	2
計	14,811	13,807	11,910	13,761	8,859

B. 落書き消去等

まちの環境美化 のため、職員が市内をパトロールし、公共物への落書きを消去しました。 また、商店街や地域ボランティアと協働した落書き消去活動を「落書き消しちゃい隊」として実施しています。

年 度	25	26	27	28	29
公共物の落書き消去件数 (電柱、標識、案内板等)	308	141	181	120	43
落書き消しちゃい隊の開催	-	-	5/12	-	-

2	あき地・空き家の適正管理	担当課	あき地：環境政策課 空き家：住宅対策課
---	--------------	-----	------------------------

あき地の適正管理のため、市内調査及び除草等の依頼を行いました。
平成 29 年度は、7 月に市内全域の空地調査を行いました。
平成 29 年度あき地等把握件数 81 件、あき地の適正管理通知件数 5 件
※あき地把握件数について…樹木繁茂等管理不全の相談等で、現地調査を行い、台帳を作成した件数

空き家の適正管理のため、市内実態調査及び樹木繁茂による道路への越境解消等の依頼を行いました。
平成 29 年度に市内全域の空き家実態調査を行いました。
平成 29 年度空き家把握件数 376 件（戸建住宅 295 件、集合住宅（全室空室）81 件）
平成 29 年度相談件数 42 件、空き家の適正管理通知件数 14 件

あき地・空き家把握件数

年度	25	26	27	28	29
あき地把握件数	149	129	94	94	81
空き家把握件数	100	90	78	176 ※1	376 ※2

※1 「環境政策課（平成 27 年度までの所管）が把握していた件数」+「防災推進委員からの報告」

※2 平成 29 年度武藏野市空き家等実態調査の結果

（平成 28 年度より、空き家の所管が住宅対策課に移りました。）

3	電線類の地中化の推進	担当課	道路課
---	------------	-----	-----

電線類の地中化により、歩行空間を確保し、バリアフリー化・防災対策等に対応した良好な道路景観の創出を目指しました。

年度	地中化延長（約）	地中化路線
24	945m	市道第 308 号線・武鉄中付 1 号・武鉄中付 2 号
25	540m	武鉄中付 3 号
26	770m	市道第 2 号線・市道第 12 号線（むらさき橋以西）・市道第 151 号線（南区間）
27	262m	市道第 84 号線（武藏境駅北口広場）・市道第 16 号線・市道第 293 号線
28	—	—
29	—	—

施策③ 美しく清潔なまち

事 業 名		担当課（施設）	該当頁
1	三駅周辺清掃の実施	環境部 ごみ総合対策課	45
2	まちの美化意識の高揚と実践機会の継続	環境部 ごみ総合対策課	45
3	迷惑喫煙、ポイ捨て防止の推進	環境部 ごみ総合対策課	46

1	三駅周辺清掃の実施	担当課	ごみ総合対策課
---	------------------	-----	---------

市の玄関口ともいえる吉祥寺駅・三鷹駅北口・武蔵境駅周辺について、日曜日・祝日を除く毎日、清掃活動を実施することで、安全で清潔な美しいまちづくりに取組みました。

平成 29 年度 駅周辺清掃

名 称	場 所	内 容
駅周辺清掃	吉祥寺駅周辺 三鷹駅北口周辺 武蔵境駅周辺	日曜日、祝日及び 1 月 2 日、3 日を除く 毎日 1 回（各駅前広場は 1 日 2 回）

2	まちの美化意識の高揚と実践機会の継続	担当課	ごみ総合対策課
---	---------------------------	-----	---------

○朝一番隊事業

毎週日曜日の午前 8 時～ 9 時の 1 時間、三駅周辺において、「吉祥寺朝一番隊」「三鷹朝一番隊」「武蔵境朝一番隊」が、清掃活動や啓発の呼びかけを実施しました。

平成 29 年度 朝一番隊清掃活動実績一覧

名 称	内 容	構成員	登録者	毎回参加予定者	延べ参加者
吉祥寺朝一番隊	毎週日曜日の午前 8 時～ 9 時の 1 時間、3 駅周辺で清掃活動や啓発の呼びかけを実施（但し、ごみゼロデーと市内一斉清掃日を除く）	一般公募 市民	30 名	20 名	770 名
三鷹朝一番隊			30 名	15 名	563 名
武蔵境朝一番隊			28 名	20 名	740 名
計			88 名	55 名	2,073 名

○市内一斉清掃の実施

ごみの散乱防止・地域環境美化の意識の普及・高揚を図るために、春季の「ごみゼロデー」では市内 3 駅周辺で、秋季の「市内一斉清掃」は市内全域で、市民・事業者・団体等と協力しながら清掃を実施しました。

ごみゼロデー

実施日	平成 29 年 6 月 4 日（日）			
参加者数				
ごみ回収量				
可燃ごみ		120 kg		
不燃ごみ		50 kg		
合 計		170 kg		

市内一斉清掃

実施日	平成 29 年 11 月 26 日 (日)	
参加者数		
市内 3 駅周辺	741 名	
青少協実施地区	3,650 名	
自主選定地区他	718 名	
合 計	5,109 名	
ごみ回収量		
可燃ごみ	2,920 kg	
不燃ごみ	140 kg	
合 計	3,060 kg	

○環境美化推進員制度

廃棄物の発生の抑制・減量を推進することのほか、地域環境の美化活動を推進し、市内全域における「まちの美化」向上を図ることを目的として活動しました。

平成 29 年 9 月には統一キャンペーンを行い、合同タウンウォッチング・タウンクリーニングを実施するとともに、地域環境美化のために梯団を組んで美化活動の啓発のアピールを行いました。

環境美化タウンウォッチング及びタウンクリーニング（清掃活動）の実施	市内 13 地域
タウンウォッチング報告書の作成	市内 13 地域
市職員との協働タウンクリーニング（清掃活動）の実施	市内 13 地域のうち 2 地域ずつ実施
支部長会議	市と情報交換、意見・感想の場
研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・春季研修会 講義：新武蔵野クリーンセンターの概要について (講師：武蔵野クリーンセンター所長) 見学：新武蔵野クリーンセンター ・秋季研修会 見学：コアレックス信栄㈱富士川工場 ・冬季研修会 地域活動交流会
統一タウンウォッチング・タウンクリーニング	平成 24 年度より統一タウンウォッチング・タウンクリーニングとして美化推進員全員によるキャシンーン行動を実施しています。平成 29 年度は 9 月に武蔵境駅周辺で実施しました。
ごみ分別・減量の啓発活動	市主催事業への協力活動 ごみゼロデー、市内一斉清掃、環境にやさしいマイバッグキャンペーン
各地域での活動	地域パトロール 地域のお祭りでのごみ分別指導等

3	迷惑喫煙、ポイ捨て防止の推進	担当課	ごみ総合対策課
---	----------------	-----	---------

○路上シールの貼付、啓発フラッグの掲示、マナー推進員による巡回指導

路上禁煙地区内での迷惑喫煙を防止することを目的にマナー推進員 2 名が 1 チームとなり、当該地区内を巡回し、路上禁煙地区の周知と、喫煙している人に対しては中止要請を行っています。また路上には、路上喫煙禁止シールやポイ捨て禁止シールを貼付し、さらに三鷹駅北口地区、武蔵境駅地区の各商店街の街路灯にマナー啓発フラッグを掲示することによって、マナー啓発を行っています。

施策④ 歩行者と自転車が動きやすく環境負荷の少ない道路空間

	事 業 名	担当課（施設）	該当頁
1	都市計画道路整備の推進	都市整備部 まちづくり推進課	47
2	自転車駐輪対策	都市整備部 交通対策課	47
3	放置自転車の撤去	都市整備部 交通対策課	48
4	生活道路の整備	都市整備部 道路課	48
5	舗装の補修	都市整備部 道路課	48
6	狭あい道路の拡幅整備	都市整備部 道路課	48
7	公共用地取得後の適正管理	都市整備部 用地課	49

1

都市計画道路整備の推進

担当課

まちづくり推進課

道路は、人や車が移動するための交通機能のほか、公共空間として都市に潤いを与える緑化や上下水道など供給処理施設の収容、さらに通風、採光等の機能を有する都市の骨格をなす施設です。

本市の都市計画道路は、昭和 16 年に当初の計画決定がなされ、その後、急激な都市化による交通量の増大等により、昭和 37 年に大幅な見直しを行い、現在の都市計画道路網の骨格となっています。

(平成 29 年度末現在)

	計画延長	施行済延長	施行率
市施行	16, 090m	13, 010m	80. 9%
都施行	23, 380m	11, 635m	49. 8%
合 計	39, 470m	24, 645m	62. 4%

2

自転車駐輪対策

担当課

交通対策課

自転車は環境にやさしい乗り物であり、その駐車スペースを確保するために、自転車駐車場を整備しました。

吉祥寺駅周辺自転車駐車場 収容台数

(平成 29 年度末現在)

	自転車	ミニバイク
月極め	8, 337 台	300 台
日極め	4, 522 台	58 台
合 計	12, 859 台	358 台

三鷹駅周辺自転車駐車場 収容台数

	自転車	ミニバイク
月極め	4, 196 台	40 台
日極め	2, 416 台	43 台
合 計	6, 612 台	83 台

武蔵境駅周辺自転車駐車場 収容台数

	自転車	ミニバイク
月極め	4,814 台	90 台
日極め	3,853 台	77 台
合 計	8,667 台	167 台

3	放置自転車の撤去	担当課	交通対策課
---	----------	-----	-------

環境保全と、快適な歩行空間確保のため、放置自転車の撤去を行いました。（原付の撤去台数は除く）

年度	25	26	27	28	29
撤去日数（日）	563	639	657	692	726
撤去台数（台）	8,433	6,947	4,885	3,872	3,370

4	生活道路の整備	担当課	道路課
---	---------	-----	-----

生活道路等の整備により、歩行環境の向上のため、自動車から歩行への転換を図りました。
平成 29 年度は、2 路線（施行延長 432m）について工事を実施しました。

5	舗装の補修	担当課	道路課
---	-------	-----	-----

劣化の進んだ舗装を調査し、順次補修しました。

年度	25	26	27	28	29
件数（件）	65	44	54	56	48
面積（m ² ）	9,567	3,989	4,127	4,940	4,387

6	狭あい道路の拡幅整備	担当課	道路課
---	------------	-----	-----

建築確認行政と連携し、建築行為を行う際に建築主の協力を得て、4 m未満の「狭あい道路」を拡幅整備し、日照・通風・採光・居住空間等の生活環境の向上と、災害・緊急時の地域の防災機能の向上を図りました。

狭あい道路拡幅整備 協議及び拡幅整備

年度	協議件数	整備件数	整備延長 (m)
25	243	192	2,322
26	234	179	2,279
27	214	174	2,363
28	181	165	1,981
29	194	141	1,864

7	公共用地取得後の適正管理	担当課	用地課
---	--------------	-----	-----

武蔵野市土地開発公社が取得した公共用地の適正管理のため、ごみの収集及び除草の依頼を行いました。

年度	25	26	27	28	29
ごみ収集処理	3回	—	19回	24回	24回
除草依頼(※)	5件	5件	4件	7件	8件

※枝等の剪定も含む。

施策⑤ 公共交通の活用と渋滞緩和

事 業 名		担当課（施設）	該当頁
1	ムーバス等公共交通機関の利用促進	都市整備部 交通対策課	49
2	パーク・アンド・バスライドシステム	都市整備部 交通対策課	50
3	駐車場案内・誘導システム	都市整備部 交通対策課	50

1	ムーバス等公共交通機関の利用促進	担当課	交通対策課
---	------------------	-----	-------

自家用車から、ムーバス等公共交通機関への乗り換えを促すことにより、交通渋滞を緩和し、排気ガスの削減を目指しました。

ムーバス乗客数

(単位:人)

年度	1号路線 (吉祥寺東循環)	2号路線 (吉祥寺北西循環)	3号路線 (境南東循環)		4号路線 (境南西循環)	5号路線 (境西循環)		6号路線 (三鷹・東小金井線)	7号路線 (境・三鷹循環)
	403,963	611,593	204,759	237,848	273,515	276,740	200,140	280,955	131,510
25	396,652	607,041	200,717	219,191	274,739	238,469	189,687	303,879	131,446
26	392,588	640,681	194,822	237,670	279,946	242,909	193,294	308,648	137,380
27	385,445	628,202	197,187	244,213	276,206	268,274	201,343	312,137	142,485
28	393,082	632,597	200,357	237,868	273,919	278,774	213,708	305,429	143,093

2	パーク・アンド・バスライドシステム	担当課	交通対策課
---	-------------------	-----	-------

自家用車等での吉祥寺駅中心部への乗り入れを抑制することにより、総乗り入れ台数の軽減と、駐車場探しで回遊する車の交通渋滞と排気ガス放出を緩和します。

平成11年7月1日より実験を行い、平成13年4月1日より本実施しましたが、借用地返却のため、平成24年7月31日をもって閉場しました。平成24年10月1日より、新たな場所にムーパークを開設しました。

旧ムーパーク利用台数 (ムーバス2号路線吉祥寺北西循環 28番ポケット広場バス停隣接 収容台数71台)

年度	24
利用台数(台)	7,682
1日当たり利用台数(台)	63.0

新ムーパーク利用台数 (ムーバス6号路線三鷹・吉祥寺循環 6番武藏野税務署南バス停隣接 収容台数40台)

年度	25	26	27	28	29
利用台数(台)	20,547	15,325	18,143	16,486	17,407
1日当たり利用台数(台)	56.3	42.0	49.6	45.2	47.7

3	駐車場案内・誘導システム	担当課	交通対策課
---	--------------	-----	-------

吉祥寺地域の駐車場の満空情報を、携帯電話やホームページ等を通してリアルタイムで提供し、空き駐車場に適切に誘導することにより、駐車場探しや順番待ちを緩和して交通を円滑化し、排気ガスの排出抑制を図りました。(※平成29年6月に1場解約)

情報提供駐車場 (車両) 6場 707台 (バイク) 2場 23台

＜環境方針6＞ 安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします。～公害対策と生活環境保全～

防災面や衛生面も含めて、安全・安心かつ衛生的な環境を維持するため、「①都市型公害への対応」「②生活公害への対応」「③新たな環境問題への対応」「④水の安定供給」「⑤水循環システムの確立」等の施策（事業）を実施しました。

施策① 都市型公害への対応

事業名	担当課（施設）	該当頁
1 市内の大気環境測定	環境部 環境政策課	51
2 工場、建設工事現場の公害防止	環境部 環境政策課	56
3 簡易カプセルによる二酸化窒素調査	環境部 環境政策課	57
4 交差点環境調査	環境部 環境政策課	60
5 道路交通騒音・振動調査	環境部 環境政策課	60
6 地下水汚染対策	環境部 環境政策課	65
7 玉川上水及び千川上水の水質調査	環境部 環境政策課	67
8 市の酸性雨の状況の把握	環境部 環境政策課	68
9 ゲリラ豪雨等に伴う都市型水害への対応	環境部 下水道課	70
10 まちの臭気対策	環境部 下水道課	70

1	市内の大気環境測定	担当課	環境政策課
---	-----------	-----	-------

A. 大気汚染の概要

本市は、東京都23区に隣接して位置し、市内には大規模な工場はほとんど存在せず、また道路も国道等の主要幹線道路は通っていません。しかし、東京湾岸の工業地帯や都心への交通の集中等による影響を受け、昭和30年代の後半から大気の環境は悪化しました。また、昭和40年代半ばからは、光化学スモッグが発生し、被害が多発しました。

昭和40年代後半、ようやく公害対策基本法を中心とした法体系が整備され、大規模な工場に起因する二酸化硫黄等の汚染は改善され、産業公害は沈静化しました。しかし、光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントに関しては、環境基準の未達成の状況が続いています。主な要因は、自動車排気ガスや事業所等から発生する炭化水素系化合物（揮発性有機溶剤・VOC）です。

環境問題は複雑化、広域化しており、二酸化炭素等の温室効果ガスによる温暖化や酸性雨、フロンガスによるオゾン層の破壊等、地球規模での大気汚染が進行しています。

その他、近年の大気汚染問題の動向として、平成9年にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが、平成13年にはジクロロメタンが、有害大気汚染物質に指定され、これらを使用する施設に対して排出抑制基準が定めされました。また、平成11年には、ダイオキシン類対策特別措置法が公布され、廃棄物焼却炉等の発生源に対する規制が定められ、環境基準の設定、総量規制等、対策の充実強化が図られました。

また、石綿（アスベスト）による健康被害がクローズアップされ、平成18年3月からは、大気汚染防止法に係る、特定粉じん排出等作業実施の届出等が改正され、平成26年には解体工事に際し事前調査等が義務づけられる等、飛散防止対策が強化されています。

さらに、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、平成21年に環境基準値が定められ、都で常時監視体制の整備が図られています。

B. 大気の汚染物質

大気中に排出される主な汚染物質は、以下のとおりです。

汚 染 物 質 名	説 明
硫黄酸化物 (SO _x)	重油等の燃料中に含まれる硫黄分が燃えて発生します。代表的なものは二酸化硫黄(SO ₂)で、無色、刺激性が強く、慢性気管支炎等、呼吸器系疾患を引き起こします。
一酸化炭素 (CO)	燃料の不完全燃焼により発生する無色無臭のガスで、主に自動車から排出されます。吸い込むと血液中で酸素を運ぶヘモグロビンと結びつくため酸素欠乏を起こし、頭痛、吐き気、めまい、全身倦怠等の症状があらわれます。
炭化水素 (HC)	自動車や燃料、有機溶剤を取り扱う事業所等から排出されます。炭化水素にはいろいろな種類がありますが、窒素酸化物(NO _x)とともに、光化学スモッグの原因物質とされています。
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に長期間浮いている微粒子で、気道や肺に入り込む大きさ10マイクロメーター(1マイクロメーター=1/1000mm)以下のものです。視程障害の原因となるほか、他の汚染物質と結びついて呼吸器系の疾患を引き起こします。
窒素酸化物 (NO _x)	自動車や工場、事業所、家庭での燃料の燃焼により、燃料中の窒素分や、空気中の窒素が酸化されて発生します。発生時のほとんどは無色無臭の一酸化窒素(NO)ですが、これが空气中で酸化されてできる二酸化窒素(NO ₂)は、赤褐色で刺激臭をもち、慢性気管支炎や肺気腫を引き起こします。
光化学オキシダント (O _x)	大気中の炭化水素と窒素酸化物が、太陽光線を受けて反応してできる汚染物質の総称で、目やのどを刺激し、植物にも被害を及ぼす光化学スモッグを引き起こします。

C. 大気環境の評価

a. 大気の汚染に係る環境基準

大気については、次の汚染物質について環境基準が定められています。本市ではそのうち、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントについて測定を行っています。

物 質 名	環 境 上 の 条 件	評価の仕方
二 酸 化 硫 黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価 長期的評価
一 酸 化 炭 素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価 長期的評価
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	短期的評価 長期的評価
二 酸 化 窒 素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	長期的評価
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	短期的評価
ダイオキシン類	1年平均値が0.6ピコグラム(pg-TEQ/m ³)以下であること。	長期的評価
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	長期的評価
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	長期的評価
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	長期的評価
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	長期的評価
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	長期的評価

※ppm…百万分の一（気体の場合、1m³中に1cm³含まれる濃度）を指す。

b. 環境基準とは

環境基本法に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい環境上の条件として、現在、大気の汚染のほか、水質の汚濁、騒音、土壤の汚染についてそれぞれ定められています。

環境基準は、受容の限度あるいは許容限度ではなく、環境改善あるいは環境維持のための行政上の目標としての基準とされています。

一方、工場や事業所を設置している者等が、公害防止上守らなければならないものとして、規制基準、排出基準等があります。

c. 環境基準の評価

大気の環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があります。一般に、健康に慢性影響を及ぼす物質については長期的評価、急性影響を及ぼす物質については短期的評価が主に用いられます。

長期的評価	年間の測定値のうち、一定の値について、環境基準と比較して評価を行います。
短期的評価	測定を行った日についての 1 日平均値、各 1 時間値等を環境基準と比較して評価を行います。

(長期的評価)

物 質 名	評 価 方 法
二酸化硫黄 (SO_2)	年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲内にあるもの（365 日分の測定値がある場合には、7 日分の測定値）を除外した後の最高値である「2%除外値」を、環境基準と比較して評価します。
一酸化炭素 (CO)	ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続する場合には不適合と評価します。
浮遊粒子状物質 (SPM)	年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する「98%値」を、環境基準と比較して評価します。
二酸化窒素 (NO_2)	年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する「98%値」を、環境基準と比較して評価します。

市役所西庁舎 2 階に大気汚染自動測定機を設置し、環境基準に定められた 5 物質のほか、気象条件等を常時測定しました。

項目	二酸化硫黄 (ppm)			一酸化炭素 (ppm)			浮遊粒子状物質 (mg/m^3)			二酸化窒素 (ppm)			オキシダント (ppm)		
	月	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均		
29.4	0.003	0.000	0.001	0.5	0.0	0.2	0.043	0.000	0.014	0.046	0.002	0.013	0.078	0.001	0.039
5	0.004	0.000	0.001	2.2	0.1	0.2	0.047	0.003	0.018	0.044	0.002	0.012	0.105	0.003	0.044
6	0.005	0.000	0.001	0.6	0.0	0.2	0.053	0.001	0.014	0.052	0.002	0.010	0.103	0.004	0.039
7	0.004	0.000	0.001	0.7	0.0	0.1	0.052	0.002	0.017	0.031	0.002	0.009	0.167	0.001	0.027
8	0.002	0.000	0.001	0.5	0.0	0.1	0.051	0.002	0.017	0.027	0.002	0.010	0.087	0.002	0.024
9	0.004	0.000	0.000	0.8	0.0	0.2	0.052	0.003	0.014	0.043	0.001	0.013	0.083	0.001	0.029
10	0.003	0.000	0.001	0.9	0.1	0.2	0.059	0.000	0.012	0.050	0.002	0.013	0.073	0.002	0.016
11	0.004	0.000	0.001	0.9	0.1	0.3	0.057	0.002	0.016	0.070	0.002	0.022	0.055	0.000	0.016
12	0.006	0.000	0.001	1.1	0.1	0.4	0.069	0.000	0.012	0.070	0.002	0.023	0.040	0.001	0.013
30.1	0.005	0.000	0.001	1.0	0.1	0.3	0.053	0.001	0.011	0.066	0.001	0.021	0.042	0.001	0.018
2	0.005	0.000	0.001	1.2	0.1	0.3	0.043	0.002	0.013	0.059	0.002	0.019	0.055	0.001	0.025
3	0.033	0.000	0.001	0.9	0.0	0.2	0.066	0.000	0.015	0.069	0.001	0.017	0.083	0.002	0.032
長期的評価値	0.002 (2%除外値)			0.5 (2%除外値)			0.030 (2%除外値)			0.037 (98%値)					

※平均値…日平均の月平均値

D. これまでの大気環境

a. 長期的評価による環境基準適合状況 ※SO₂、SPM、NO₂は、一般的に長期的評価により評価されます。

年度	二酸化硫黄SO ₂		浮遊粒子状物質		二酸化窒素	
	評価値(ppm)	評価	評価値(mg/m ³)	評価	評価値(ppm)	評価
25	0.002	◎	0.048	◎	0.036	◎
26	0.002	◎	0.046	◎	0.039	◎
27	0.002	◎	0.039	◎	0.036	◎
28	0.002	◎	0.035	◎	0.033	◎
29	0.002	◎	0.030	◎	0.037	◎

※◎は適合、×は不適合

b. 短期的評価による環境基準適合状況

※一酸化炭素と光化学オキシダントは、一般的に短期的評価により評価されます。

物質名	一酸化炭素					光化学オキシダント					光化学スモッグ注意報発令回数	
	1時間値の1日平均値が10ppmを超えた日数	割合(%)	1時間値の8時間平均値が20ppmを超えた回数	割合(%)	評価	1時間値が0.06ppmを超えた時間数	割合(%)	1時間値が0.12ppmを超えた日数	割合(%)	評価		
25	0	0	0	0	◎	284	3.3	2	0.5	×	0.131	12
26	0	0	0	0	◎	375	4.3	2	0.5	×	0.129	8
27	0	0	0	0	◎	345	3.9	4	1.1	×	0.163	11
28	0	0	0	0	◎	283	3.3	1	0.2	×	0.103	3
29	0	0	0	0	◎	332	3.8	1	0.3	×	0.167	2

※◎は適合、×は不適合

E. 光化学スモッグ

大気汚染に伴う現象のひとつに光化学スモッグがあります。光化学スモッグは、自動車や工場等から大気中に排出された窒素酸化物と炭化水素等の汚染物質が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし、その結果、光化学オキシダント等が高い濃度で発生する現象です。目がチカチカする、喉が痛む等の症状を起こすほか、植物の葉が枯れる等の被害をもたらします。

光化学スモッグは、天気、気温、風速等の気象条件によって左右されることが多く、特に晴れた風の弱い日や、もやのかかったような視界の悪い日に発生しやすくなっています。

光化学スモッグに対処するため、東京都より下表に示す基準が設けられ、緊急時における住民への注意喚起と、工場・事業場との協力体制がとられています。

光化学スモッグの緊急時発令基準及び措置

段階	発令の基準	措置		
		緊急時協力工場	自動車等	一般
予報	高濃度汚染が予想される時(気象条件から)	燃料使用量の削減 協力要請	不要不急の自動車等を使用しないよう協力要請	①ばい煙排出者に対し自主規制を協力要請
注意報	オキシダント濃度 0.12ppm以上で継続	通常の燃料使用量より20%程度削減勧告	当該地域を通過しないよう協力要請	①その他、 ②屋外になるべく出ない ③屋外運動はさし控える ④被害にあった時は保健所に届け出る旨協力要請
警報	オキシダント濃度 0.24ppm以上で継続	通常の燃料使用量より40%以上削減勧告		
重大緊急報	オキシダント濃度 0.40ppm以上で継続	通常の燃料使用量より40%以上削減命令	都公安委員会に対し、措置をとるべく要請	
学校情報	オキシダント濃度が 0.10ppm以上			上記②～④について周知

多摩北部地区における光化学スモッグ注意報年・月別発令回数

※多摩北部地区=武藏野・小平・東村山・東大和・清瀬・東久留米・武藏村山・西東京

年度 月	25	26	27	28	29
4月	0	0	0	0	0
5月	0	1	1	0	0
6月	0	2	1	0	0
7月	7	4	7	2	2
8月	5	1	2	0	0
9月	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	1	0
合計	12	8	11	3	2

F. 微小粒子状物質 (PM2.5) 調査

a. 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ 以下の粒子です。ばい煙等の人為起源と黄砂や植物等の自然起源があります。肺の奥深くまで入りやすいことから、呼吸器疾患等の影響が懸念されています。

b. 基準値及び指針値

環境基準	1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 1年平均値を環境基準と比較、及び1日平均値については、年間の1日平均値のうち、低い方から 98 %に相当するもの (98%値) を環境基準と比較し両方を満足した場合に達成と評価。
注意喚起のための暫定指針値	健康に影響が出る可能性が高くなる濃度基準であり、1日平均 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$

c. 東京都における調査結果

東京都では、平成23年度より微小粒子状物質の測定を行っています。注意喚起のための暫定指針値である1日平均 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日はありません。

<測定結果>

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

年 度	25	26	27	28	29
年平均値	14.9	16.4	13.9	12.8	30,6 現在未発表
98%値	38.5	38.4	29.9	30.6	30,6 現在未発表
環境基準達成状況	×	×	◎	◎	30,6 現在未発表

G. アスベスト調査

大気中のアスベスト濃度を毎年調査しています。昨今、取扱者や作業者、工場周辺住民への被害が問題化し、関連法と解体時等の規制が強化されています（大気汚染防止法基準：敷地境界 10 本/L）。

<大気中のアスベスト調査結果>

単位：纖維/L

採取月日	H29.5.16	H29.8.23	H29.11.28	H30.2.21	平均
石綿	0.1	0.1	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満

採取場所 市役所 百葉箱前

吸引時間 4 時間 吸引ガス量 2.4L

2

工場、建設工事現場の公害防止

担当課

環境政策課

工場、指定作業場の設置等の届出を受理し、同時に公害防止の取組に関して指導を行いました。

平成 29 年度 工場認可件数

設置申請	設置認可	設置未認可	設置取下げ	設置不認可	廃止申請
0	0	0	0	0	2
変更申請	変更認可	変更不認可	変更取下げ	現況届	職権廃止
2	2	0	0	0	0

※認可工場数=116

平成 29 年度 指定作業場関係届出書受理件数

種 别	設 置	変 更	承 継	廃 止	計
自動車駐車場	4	8	0	4	16
ボイラーを有する事業場他	0	2	0	1	3
ガソリンスタンド	0	0	0	0	0
計	4	10	0	5	19

※指定作業場数=547

平成 29 年度 騒音規制法に基づく届出書受理件数

特 定 施 設	設 置 届	1
	変 更 届	7
	廢 止 届	0
特 定 建 設 作 業 實 施 届		70

※騒音規制法に基づく特定工場等の数=102

平成 29 年度 振動規制法に基づく届出書受理件数

特 定 施 設	設 置 届	0
	変 更 届	2
	廢 止 届	0
特 定 建 設 作 業 實 施 届		45

※振動規制法に基づく特定工場等の数=26

A. 調査目的

武蔵野市内の大気汚染の状況を細かく調べるため、市内町丁目ごとに交差点・道路沿道・後背地を選び出し、各地点での二酸化窒素の濃度を調査しています。

平成5年度からは、大気汚染が最も深刻になる冬季にも調査を実施することとし、11月末から12月初めにも行っています。天谷式簡易カプセルを使用して調査しました。(測定数値は市役所に設置したカプセルを基準に係数を求め、 μg からppmに変換しています)

B. 測定年月日

- ①平成29年5月29日（月）午後3時から5月30日（火）午後3時まで
- ②平成29年11月27日（月）午後3時から11月28日（火）午後3時まで

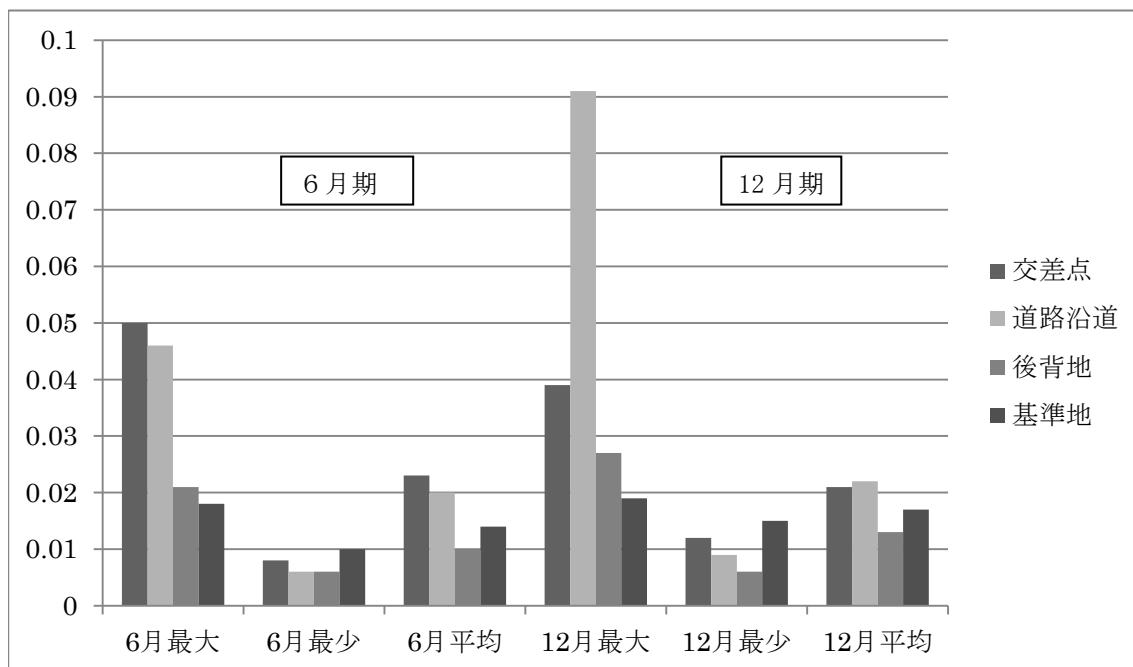
簡易カプセルによる二酸化窒素測定結果

単位：ppm

	6月期				12月期			
	最大	最小	平均	測定地点数	最大	最小	平均	測定地点数
交差点	0.050	0.008	0.023	53	0.039	0.012	0.021	53
道路沿道	0.046	0.006	0.020	48	0.091	0.009	0.022	48
後背地	0.021	0.006	0.010	59	0.027	0.006	0.013	60
基準地	0.018	0.010	0.014	2	0.019	0.015	0.017	2
全 体	0.050	0.006	0.017	162	0.091	0.006	0.018	163

簡易カプセルによる二酸化窒素測定結果

単位：ppm



簡易カプセルによる二酸化窒素測定結果

(夏=平成 29 年 5 月 29 日～5 月 30 日 冬=平成 29 年 11 月 27 日～11 月 28 日)

No.	分類	住 所	夏	冬	No.	分類	住 所	夏	冬	No.	分類	住 所	夏	冬	
1	交	八幡宮前 (北東)			31	交	成蹊通り	0.021	0.017	61	沿	中町 2-9	0.019	0.033	
2	沿	吉祥寺東町 1-9	0.023	0.022	32	沿	吉祥寺本町 3-11	0.017	0.014	62	後	中町 2-15	0.008	0.012	
3	後	吉祥寺東町 1-15	0.012	0.011	33	後	吉祥寺本町 3-13	0.012	0.011	63	交	日本たばこ 産業前	0.042	0.028	
4	交	四軒寺 (北東)	0.023	0.028	34	沿	吉祥寺本町 4-17	0.039	0.019	64	沿	中町 3-9	0.042	0.013	
5	後	吉祥寺東町 2-22	0.015	0.009	35	後	吉祥寺本町 4-19	0.012	0.012	65	後	中町 3-12	0.010	0.008	
6	交	法政通り 交差点	0.027	0.023	36	交	四軒寺 (南西)	0.037	0.022	66	交	中央通り (南西)			
7	沿	吉祥寺東町 3-6	0.012	0.009	37	沿	吉祥寺北町 1-18	0.027	0.044	67	沿	西久保 1-3	0.023	0.024	
8	後	吉祥寺東町 3-12	0.010	0.015	38	後	吉祥寺北町 1-17	0.008	0.015	68	後	西久保 1-6	0.012	0.017	
9	沿	吉祥寺東町 4-12	0.010	0.019	39	交	練馬境	0.031	0.018	69	交	西久保 2-3	0.031	0.036	
10	後	吉祥寺東町 4-9	0.008	0.012	40	沿	吉祥寺北町 2-1	0.023	0.030	70	沿	西久保 2-14	0.023	0.027	
11	交	吉祥寺駅前 (北東)			41	後	吉祥寺北町 2-13	0.012	0.024	71	後	西久保 2-24	0.008	0.009	
12	沿	吉祥寺南町 1-7	0.039	0.028	42	交	吉祥寺北町	0.033	0.017	72	交	武蔵野中央 (南西)			
13	後	吉祥寺南町 1-20	0.010	0.009	43	沿	吉祥寺北町 3-5	0.025	0.018	73	沿	西久保 3-23	0.012	0.029	
14	交	井の頭線 ガード下	0.012	0.018	44	後	吉祥寺北町 3-9	0.012	0.007	74	後	西久保 3-10	0.012	0.013	
15	沿	吉祥寺南町 2-13	0.031	0.029	45	交	武蔵野中央 (北東)			75	交	西久保 三丁目	0.015	0.020	
16	後	吉祥寺南町 2-19	0.015	0.014	46	沿	吉祥寺北町 4-11	0.025	0.020	76	後	緑町 1-6	0.008	0.011	
17	交	前進座前 (南)	0.019	0.028	47	後	吉祥寺北町 4-9	0.008	0.011	77	交	緑町一丁目	0.027	0.023	
18	沿	吉祥寺南町 3-32	0.012	0.022	48	交	市役所前	0.031	0.027	78	沿	緑町 2-4	0.019	0.027	
19	後	吉祥寺南町 3-22	0.012	0.009	49	沿	吉祥寺北町 5-11	0.014	0.018	79	後	緑町 2-3	0.010	0.014	
20	交	前進座前 (北)	0.021	0.013	50	後	吉祥寺北町 5-2		欠	0.006	80	交	市営 プール前	0.031	0.012
21	後	吉祥寺南町 4-20	0.014	0.019	51	交	吉祥寺駅前 (南西)			81	後	緑町 3-5	0.012	0.017	
22	交	松庵小前	0.027	0.029	52	沿	御殿山 1-7	0.046	0.029	82	交	閑前三丁目 (北東)	0.025	0.022	
23	沿	吉祥寺南町 5-4	0.029	0.024	53	後	御殿山 1-5			83	沿	八幡町 1-2	0.014	0.030	
24	後	吉祥寺南町 5-11	0.012	0.008	54	交	むらさき橋	0.025	0.015	84	後	八幡町 1-4	0.008	0.009	
25	交	吉祥寺駅 東口	0.023	0.022	55	沿	御殿山 2-12	0.017	0.017	85	交	伏見通り	0.025	0.014	
26	沿	吉祥寺本町 1-12	0.027	0.027	56	後	御殿山 2-9	0.012	0.012	86	沿	八幡町 2-3	0.037	0.017	
27	後	吉祥寺本町 1-30	0.015	0.014	57	交	三鷹駅前	0.021	0.022	87	後	八幡町 2-4	0.006	0.014	
28	交	八幡宮前 (南西)			58	交	平沼園	0.012	0.024	88	交	女子学院前	0.019	0.017	
29	沿	吉祥寺本町 2-3	0.035	0.027	59	後	中町 1-23	0.017	0.027	89	沿	八幡町 3-5	0.012	0.022	
30	後	吉祥寺本町 2-28	0.010	0.014	60	交	中央通り (北東)			90	後	八幡町 3-3	0.008	0.012	

(単位 : ppm)

No.	分類	住 所	夏	冬	No.	分類	住 所	夏	冬	No.	分類	住 所	夏	冬
91	交	武藏野北高前	0.027	0.039	121	交	職業訓練校前	0.012	0.013	151	後	吉祥寺北町3-15	0.008	0.008
92	沿	八幡町4-27	0.019	0.017	122	沿	境5-6	0.019	0.009	152	後	小金井公園	0.010	0.012
93	後	八幡町4-4	0.008	0.008	123	後	境5-11	0.012	0.013	153	沿	境2-24	0.015	0.029
94	交	桜橋	0.019	0.024	124	交	境橋(南西)	0.014	0.022	154	後	境2-19	0.015	0.013
95	沿	関前1-9	0.017	0.024	125	沿	桜堤1-7	0.023	0.091	155	交	関前3-17	0.027	0.020
96	後	関前1-3	0.021	0.022	126	後	桜堤1-7	0.008	0.007	156	交	関前2-7	0.025	0.022
97	交	関前2-1	0.014	0.017	127	交	くぬぎ橋	0.023	0.015	157	交	関前2-9	0.025	0.019
98	沿	関前2-17	0.017	0.012	128	沿	桜堤2-9	0.014	0.013	201	後	成蹊学園	0.010	0.024
99	後	関前2-15	0.008	0.009	129	後	桜堤2-11	0.008	0.011	202	沿	光専寺		
100	交	関前三丁目(南西)	0.019	0.022	130	交	桜堤3-1	0.027	0.022	203	後	本宿小学校	0.012	0.012
101	沿	関前3-33	0.019	0.017	131	沿	桜堤3-23	0.014	0.028	204	沿	武藏野公会堂	0.015	0.019
102	後	関前3-30	0.010	0.014	132	後	桜堤3-2	0.008	0.009	205	後	境南保育園	0.012	0.014
103	交	関前4-1	0.019	0.012	133	交	日赤前	0.010	0.015	206	後	桜堤団地	0.008	0.007
104	沿	関前4-11	0.012	0.014	134	沿	境南町1-7	0.017	0.039	207	後	第六中学校	0.008	0.011
105	後	関前4-3	0.008	0.014	135	後	境南町1-11	0.008	0.009	208	沿	市民文化会館前	0.021	0.020
106	交	境橋(北東)	0.015	0.018	136	交	境駅前	0.023	0.025	209	交	武藏野警察署前	0.050	0.032
107	沿	関前5-19	0.010	0.017	137	交	境南町2-9	0.031	0.022	158	交	関前1-8新武藏境通	0.027	0.036
108	後	関前5-15	0.014	0.019	138	後	境南町2-15	0.006	0.012	159	交	関前1いちょう橋	0.021	0.018
109	交	境一丁目	0.015	0.012	139	交	境南四丁目(北東)	0.015	0.015	160	交	境1丁目東(南西)	0.015	0.028
110	沿	境1-16	0.027	0.020	140	沿	境南町3-17	0.019	0.009	161	後	境1-22-8	0.008	0.009
111	後	境1-20	0.010	0.009	141	後	境南町3-14	0.010	0.018	162	交	境南町1丁目(南西)	0.015	0.024
112	交	境三丁目(南西)	0.025	0.014	142	交	境南町4-9	0.008	0.017	163	交	上連雀一之橋南(南西)	0.019	0.019
113	沿	境2-8	0.015	0.022	143	沿	境南町4-21	0.006	0.009	164	交	塚(北西)	0.033	0.028
114	後	境2-6	0.008	0.017	144	後	境南町4-13	0.012	0.014	165	後	境南町1-26	0.012	0.013
115	交	境三丁目(北東)	0.023	0.024	145	交	境南四丁目(南西)	0.008	0.017	緑01		緑町パークタウンA	0.012	----
116	沿	境3-16	0.008	0.011	146	沿	境南町5-2	0.010	0.009	緑02		緑町パークタウンB	0.015	----
117	後	境3-10	0.008	0.013	147	後	境南町5-5	0.008	0.012	緑03		緑町パークタウンC	0.015	----
118	交	武藏野二小前	0.019	0.015	148	基	五小(5か所平均)	0.010	0.015					
119	沿	境4-10	0.012	0.012	149	基	井の頭公園(〃)	0.018	0.019					
120	後	境4-5	0.008	0.009	150	基	市役所(〃)							

夏：市役所測定室 24 時間平均濃度 0.010ppm、捕集管基準値 0.75 µg、係数 0.013※

冬：市役所測定室 24 時間平均濃度 0.017ppm、捕集管基準値 1.70 µg、係数 0.010

※同日の交差点用基準点の換算係数との差が大きいため、平均係数を採用しました。

交差点用との
平均係数 : 0.018

A. 調査目的

幹線道路の交差する市内の主要な交差点5か所の大気汚染状況を把握するため、汚染の最も深刻となる冬季に調査しました。

B. 調査期日および調査方法

平成29年11月27日（月）～28日（火）

二酸化窒素 各々の交差点に東西南北の4方向から進入する道路それぞれの沿道、後背地（沿道から20メートル程度奥まった場所）計8か所、及び交差点中央の1か所、合計9か所に簡易カブセルを設置し、24時間測定。

C. 測定結果の概要（単位：ppm）

市役所測定室 二酸化窒素0.017ppm

交差点名	東進		南進		西進		北進		交差点中央
	沿道	後背地	沿道	後背地	沿道	後背地	沿道	後背地	
吉祥寺駅前	0.029	0.015	0.028	0.012	0.029	0.014	0.019	0.011	0.028
八幡宮前	0.027	0.020	0.019	0.015	0.025	0.014	0.022	0.011	0.019
武蔵野中央	0.017	0.011	0.028	0.024	0.032	0.012	0.024	0.012	0.021
中央通り	0.027	0.015	0.020	0.012	0.018	0.024	0.024	0.008	0.024
柳橋	0.017	0.009	0.018	0.011	0.014	0.008	0.027	0.015	0.025

A. 騒音・振動の概要

a. 騒音・振動とは

騒音とは、「好ましくない音」「不必要的音」の総称です。同じ音でも好ましくないという人もいれば、快く感じる人もいます。また同一の人でもその時の心理状態や環境により感じ方も変わってきます。騒音は会話や睡眠を妨害する等の影響を与えるほか、不快感を増したり気分を不安定にする等精神面での影響が大きいと考えられます。

一方、振動は、建設工事・大型車の通行・大型機械の稼働等による地盤の振動が建物に伝わることによって影響が発生します。騒音と同じように、建物の中にいる人に対する精神面への影響が主体となっています。

b. 騒音の大きさ

音の強弱は物理的な量として測定されますが、同じ強さの音でも音の高さによって人の耳は感じ方が違います。このため騒音を測定する際は、人の耳の感じ方に合わせ補正をした「騒音レベル」が使われ、「デシベル」で示されます。

c. 振動の大きさ

振動の大きさはその振れ幅などで測定されますが、騒音の場合と同じように人体の感じ方に合うように補正された「振動レベル」が使われ、「デシベル」で示されます。

音のめやす

デシベル	め や す
120	飛行機のエンジンのそば
110	ヘリコプターのそば
100	電車が通るガード下
90	大声 犬の鳴き声
80	地下鉄の車内 ピアノの音
70	掃除機 騒々しい街頭
60	普通の会話 チャイム
50	静かな事務所 エアコン室外機
40	深夜の街 小鳥のさえずり 静かな住宅街
30	郊外の深夜 ささやき声
20	木の葉のふれあう音 融光灯

振動のめやす

デシベル	め や す
85~95	吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が倒れることがある。
75~85	棚にある食器類が、音をたてることがある。
65~75	電灯などの吊り下げ物がわずかに揺れる。
55~65	屋内に居る人の一部がわずかな揺れを感じる。
55 以下	無感

出典 「騒音・振動基準集」(東京都環境局)

d. 環境基準等

環境基本法に基づき、騒音については環境基準が定められています。さらに都環境確保条例第136条では「日常生活等に適用する規制基準」を、騒音・振動それぞれに対して設けています。

日常生活等における騒音の規制基準 (敷地の境界における騒音の大きさ (デシベル))

区域	時間別			
	朝 午前6時 ～午前8時	昼 午前8時 ～午後7時	夕 午後7時 ～午後11時	夜 午後11時 ～翌日午前6時
第1種低層住居専用地域	40	45	40	40
第2種低層住居専用地域				
第1種中高層住居専用地域	45	50	45	45
第2種中高層住居専用地域				
第1種住居地域、第2種住居地域				
近隣商業地域、商業地域	55	午前8時～午後8時	午後8時～午後11時	50
準工業地域、工業地域		60	55	

(騒音規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準) ※学校・病院等の近接地は特例あり

日常生活等における振動の規制基準 (敷地の境界における振動の大きさ (デシベル))

区域	時間別	
	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～翌日午前8時
第1種低層住居専用地域		
第2種低層住居専用地域		
第1種中高層住居専用地域	60	55
第2種中高層住居専用地域		
第1種住居地域、第2種住居地域		
近隣商業地域、商業地域	午前8時～午後8時	午後8時～翌日午前8時
準工業地域、工業地域	65	60

(振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準) ※学校・病院等の近接地は特例あり

自動車騒音要請限度

単位：デシベル

区域の区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日午前6時)
A区域	第1種低層住居専用地域	1車線	65	55
	第2種低層住居専用地域	2車線	70	65
	第1種中高層住居専用地域	近接区域	75	70
B区域	第1種住居地域	1車線	65	55
	第2種住居地域	2車線以上	75	70
	準住居地域 用途地域の定めのない地域	近接区域		
C区域	近隣商業地域	1車線		
	商業地域	2車線以上	75	70
	準工業地域	近接区域		
記事	<ul style="list-style-type: none"> 車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。 			

(騒音規制法第17条第1項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令)

(騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の限度を定める区域等)

道路交通振動要請限度

単位：デシベル

区域の区分	あてはめ地域	時間の区分		
		8時 昼間	19時 夜間	8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域			
	第2種低層住居専用地域			
	第1種中高層住居専用地域			
	第2種中高層住居専用地域			
	第1種住居地域	65	60	
	第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		20時	
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70	65	

第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。

(振動規制法第16条及び同施行規則第12条)

(振動規制法施行規則の規定に基づく道路交通振動の限度の区域区分等)

e. 騒音・振動の現状と対策

「現象別公害等苦情受付状況」〔施策② 1 公害等苦情処理〕を見ると、特に「騒音」に関する問題は突出しています。これは騒音・振動が、各種の公害の中でも日常生活に関係が深いことや、住宅の密集・交通量・建設工事等によるものと考えられます。

(工場・事業場)

騒音規制法・振動規制法・都環境確保条例に基づき、それぞれの規制基準を守るよう、公害防止対策の実施、施設の改善等の指導を行っています。

(建設作業)

建設作業のうち解体・杭打ち・掘削等、機械を使用して著しい騒音・振動を発生する作業に対し、騒音規制法・振動規制法に基づき事前の届け出を義務付けるとともに、作業時間の規制、作業方法・近隣説明の徹底等の指導を行っています。

(道路交通)

騒音規制法・振動規制法により「自動車騒音要請限度」「道路交通振動要請限度」が定められ、これを超えて周辺住民に著しい被害が生じている場合には、公安委員会に対しては交通規制上の措置を、道路管理者に対しては道路補修等の措置を講じるよう要請できることとなっています。

また、道路に面する地域の、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルを調査することで、環境基準の評価を行っています。

(近隣騒音)

住宅の密集や生活様式の変化により、一般家庭での音響機器、冷暖房機器等から出る日常生活に伴う騒音や、飲食店等の深夜営業に伴う騒音が市内でも問題となっています。

都環境確保条例により、拡声器の使用、飲食店等の深夜営業及びカラオケ装置等の使用については規制を行っていますが、日常生活に伴う騒音については、一律的な規制になじみにくい面があります。隣人にに対するこころづかいや、ちょっとした工夫で必要以上の音を出さないことが大切です。

B. 道路交通騒音振動調査

a. 自動車交通騒音振動測定結果（要請限度）

<測定方法>

- ・騒音……各調査地点の道路端（公私境界）、地上1.5～1.6mの高さで10分ごとに測定
- ・振動……各調査地点の道路端（公私境界）で1時間ごとに測定

<調査結果>

全調査地点で、騒音・振動ともに、昼・夜間すべて騒音規制法・振動規制法に係る要請限度を下回る測定結果となりました。

単位：デシベル

調査地点 (地域区分)	測定年月日	区分	騒音レベル (デシベル)		振動レベル (デシベル)	
			等価騒音レベル	要請限度	80%レンジ上端値	要請限度
1：市立第三中学校前 女子大通り 吉祥寺東町1-23 (第2種中高層住専)	平成30年 3月6日 (火)	昼	6 6	7 5	4 1	6 5
		夜	6 2	7 0	3 2	6 0
2：井之頭自然文化園前 吉祥寺通り 御殿山1-19 (第1種低層住専)	平成29年 11月27日 (月)	昼	6 2	7 5	5 3	6 5
		夜	5 9	7 0	4 7	6 0
3：横河電機前 井の頭通り 中町2-10 (準工業)	平成29年 11月27日 (月)	昼	6 2	7 5	4 0	7 0
		夜	6 0	7 0	3 7	6 5
4：中央通り公園前 三鷹通り 中町3-4 (近隣商業)	平成29年 11月27日 (月)	昼	6 6	7 5	5 1	7 0
		夜	6 1	7 0	4 4	6 5
5：市民文化会館前 五日市街道 中町3-9-11 (近隣商業)	平成29年 11月27日 (月)	昼	6 7	7 5	4 6	7 0
		夜	6 5	7 0	4 2	6 5
6：障害者福祉センター前 都道7号線 八幡町4-28-13 (第1種住居)	平成29年 11月27日 (月)	昼	6 6	7 5	4 3	6 5
		夜	6 1	7 0	3 6	6 0
7：境浄水場前 武蔵境通り 関前1-9 (近隣商業)	平成29年 11月29日 (水)	昼	6 4	7 5	4 5	7 0
		夜	5 9	7 0	3 8	6 5
8：井口新田バス停前 天文台通り 境南町5-11 (第1種住居)	平成29年 11月29日 (水)	昼	6 3	7 5	4 7	6 5
		夜	5 8	7 0	4 1	6 0
9：グリーンパーク遊歩道 新武蔵境通り 関前1-5 (第1種低層住専)	平成29年 11月29日 (水)	昼	5 8	7 5	4 7	6 5
		夜	5 3	7 0	4 1	6 0

b. 自動車騒音常時監視（面的評価）

自動車騒音の常時監視は、都道府県が自動車騒音対策を計画的に行うために、地域の騒音を経年的に監視することが必要であるとして、平成12年度から実施されてきました。平成24年4月より都道府県から市へ権限が委譲されたため、市が測定を行っています。測定結果をもとに評価対象道路の道路端各50m範囲について、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルの環境基準達成率の評価を行いました。

<調査結果>

評価区間における近接空間・非近接空間別の環境基準達成率

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数(戸)	割合(%)	戸数(戸)	割合(%)	戸数(戸)	割合(%)	戸数(戸)	割合(%)
全戸数 (976戸)	939	96.2	37	3.8	0	0.0	0	0.0
近接空間 (459戸)	430	93.7	29	6.3	0	0.0	0	0.0
非近接空間 (517戸)	509	98.5	8	1.5	0	0.0	0	0.0

※平成29年度評価区間：杉並あきる野線（五日市街道 桜堤3丁目付近 計0.9km）

杉並あきる野線（新武藏境通り 関前3丁目付近 計0.7km）

6	地下水汚染対策	担当課	環境政策課
---	---------	-----	-------

A. 地下水汚染

本市では、水道水源の約8割を市内27本の深井戸から汲み上げた地下水でまかなっています。また、市内に約170か所の民間井戸があり、飲料水や生活用水、業務用水（公衆浴場・研究所・病院など）として広く利用されています。さらに、市内の井戸のうち約60か所は災害対策用井戸に指定されています。阪神大震災以来、特に緊急時の水源として井戸の価値が見直されています。このように、本市では地下水は貴重な資源となっており、その水質の確保は切実な問題です。

昭和57年に東京都の水道水源井戸の一部から、世界保健機構（WHO）の飲料水のガイドラインを超えるトリクロロエチレンが検出されたのをはじめ、各地で有機塩素系溶剤による地下水の汚染が明らかになってきました。トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤は、優れた脱脂作用があるため、半導体や金属部品の洗浄・ドライクリーニングの溶剤等に広く用いられていますが、発ガン性の疑いがあることから、昭和59年に水道水および使用事業所に対する暫定指導基準が設けられ、地下水汚染対策がスタートしました。そして平成元年10月に水質汚濁防止法が改正され、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの2物質が新たに「有害物質」に追加され、排水基準が定められると同時に地下浸透に対する規制（地下浸透の禁止）が法的に行われるようになりました。

その後の全国的な定期モニタリング調査で地下水汚染は増加傾向にあり、一度汚染された地下水の回復は困難であることから、平成8年6月に「汚染された地下水の浄化制度」が水質汚濁防止法に取り込まれました。これにより、“人に健康被害を生じる（可能性のある）場合、都道府県知事は汚染原因者である特定施設事業場の設置者に汚染された地下水の浄化を命じることができる”こととなりました。平成9年3月には「地下水環境基準」が水質環境基準と同じ23項目について同一の基準値で設定されました。項目・基準値は検出状況等により追加・見直しされ、平成26年度末現在で28項目となっています。

地下水環境基準<健康項目>のうち有機塩素系化合物の基準値

項目	基準値	項目	基準値
トリクロロエチレン	0.01mg/L	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L
テトラクロロエチレン	0.01mg/L	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L	1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L	1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/L

B. トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、ジクロロメタンの4物質は自然界に存在せず、人体に対しては麻酔作用のほか肝臓・腎臓への障害や発ガン性が指摘されています。いずれも無色透明の液体で、揮発性・不燃性で比重が大きく粘性が小さく流れやすいため、一度土壤に浸透すると汚染が広がり、長期間汚染が継続します。

したがって、これらの物質が基準を超えた井戸水を長期間にわたって継続的に飲用することは好ましくありません。ただし、比較的揮発性が高いため、飲用する場合は曝気（空気によるかき混ぜ）や水を5分以上沸騰させれば90%以上取り除くことができます。

物質名	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	ジクロロメタン
別名	トリクレン	パークレン	メチルクロロホルム	塩化メチレン
示性式	CHCl=CCl ₂	CCl ₂ =CCl ₂	CH ₃ -CCl ₃	CH ₂ -Cl ₂
性状	クロロホルム臭 水に難溶 比重1.46 沸点88°C	エーテル様臭気 水に難溶 比重1.62 沸点121°C	甘い臭気 水に難溶 比重1.35 沸点74°C	芳香性の臭気 水に難溶 比重1.32 沸点40°C
用途	・金属部品の脱脂洗浄 ・抽出溶剤	・ドライクリーニング ・金属表面の脱脂洗浄	・金属部品の脱脂洗浄 ・ドライクリーニング	・左3物質の代替物質 ・抽出溶剤

C. 武藏野市地下水汚染状況の調査

市では、井戸使用状況調査・水質調査を行い、地下水汚染の実態把握に努めています。

平成29年度地下水モニタリング調査結果（調査地点数59か所）

物質名	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
基準を超過した井戸	0 (0%)	1 (1.7%)	0 (0%)
0.1mg/L以上	0	0	0
0.01超～0.1mg/L	0	1	0
検出限界～0.01mg/L以下	1	30	0
検出限界未満	58	28	59
最大値	0.001mg/L	0.013mg/L	<0.001mg/L
地下水環境基準	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	1 mg/L以下

上記のように、当年度は基準を超過した井戸が1件ありました。過去6年間の調査では、環境基準を超過した井戸の割合や数値は地下水の流れ等により毎年増減しています。汚染の原因は過去に管理上の問題で、地下に浸透した影響が考えられます。

地下水調査結果経年変化（東京都及び武藏野市実施）

年度	調査地点数	地下水環境基準超過地点数（超過率）		
		トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
25	72	0 (0%)	21 (29%)	0 (0%)
26	75	0 (0%)	5 (6.6%)	0 (0%)
27	74	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
28	66	0 (0%)	4 (6.1%)	0 (0%)
29	59	0 (0%)	1 (1.7%)	0 (0%)

市内の浅井戸については、有機溶剤中のテトラクロロエチレンによる地下水汚染の悪化は見受けられませんが、定期モニタリング調査を継続して、地下水質の監視を続けるとともに、有機塩素系溶剤を使用している事業場の指導を通し、地下水汚染の拡大防止に努めます。

A. 水の汚濁の概要

水環境の保全を目指し、水の汚濁を防止するための目標として、河川などの公共水域については、人の健康の保護に関する基準<健康項目>と、生活環境の保全に関する基準<生活環境項目>の2種類の環境基準が定められています。

B. 人の健康の保護に関する環境基準<健康項目>

急性あるいは慢性毒性が強く、人の健康を阻害する重金属や農薬、有機塩素系化合物等27項目が定められています。

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふつ素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

C. 生活環境の保全に関する環境基準<生活環境項目>

pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数等、水の「よごれ」の状態を示す項目について、河川や湖沼、海域ごとに区分を設け、その区分水域ごとに、それぞれの利水目的、水質の現状に応じて定められています。

水の汚れを示す主な指標

指標名	説明
pH (水素イオン濃度)	水が酸性かアルカリ性であるかを示す数値で7が中性、それより数値が小さければ酸性、大きければアルカリ性を示し、6.5~8.5の間にあります。
BOD (生物化学的酸素要求量)	水中の有機物を微生物が分解するために必要とする酸素の量で、この数値が高いほど水は汚れています。5 mg/L 以下であることが望されます。
COD (化学的酸素要求量)	水中の有機物を薬品を使って分解するために必要とする酸素の量です。BOD が河川を対象として用いられるのに対し、こちらは湖沼や海域に対して用いられます。
SS (浮遊物質量)	水中に浮遊している水に溶けない成分で、川底に溜まったり、魚介類に付着したりします。50mg/L 以下であることが望されます。
DO (溶存酸素量)	水中に溶けている酸素の量で、この量が少なくなると魚介類は生きられません。生命力の強いコイ、フナなどでも 5 mg/L 以上必要とされています。

D 玉川上水、千川上水水質調査

玉川上水、千川上水では下水処理場（東京都多摩川上流水再生センター）の3次処理水が放流されています。流れる水の状態（汚れ具合）を把握するために、生活環境項目の水質調査を行いました。

平成29年度は、計3地点で4回にわたり調査を実施しました。特に著しい汚れの数値はありません。

調査月日 ①平成29年5月16日 ②8月23日 ③11月28日 ④平成30年2月21日

	玉川上水上流側 桜堤2-15				玉川上水下流側 御殿山1-19				千川上水下流側 吉祥寺北町3-16			
	①	②	③	④	④	②	③	④	③	②	③	④
pH	7.7	8.0	7.3	8.5	7.8	8.1	7.4	8.3	7.8	8.0	7.5	8.0
BOD	0.9	1.0	0.7	1.0	2.0	0.7	1.1	0.8	2.3	1.0	0.9	1.1
COD	9.1	4.7	5.5	6.0	12	5.6	6.8	3.0	11	7.4	5.4	5.0
SS	18	11	3	11	49	24	47	4	59	36	1	6
DO	8.2	7.7	9.1	10	8.2	7.5	9.0	12	8.7	7.6	8.8	11

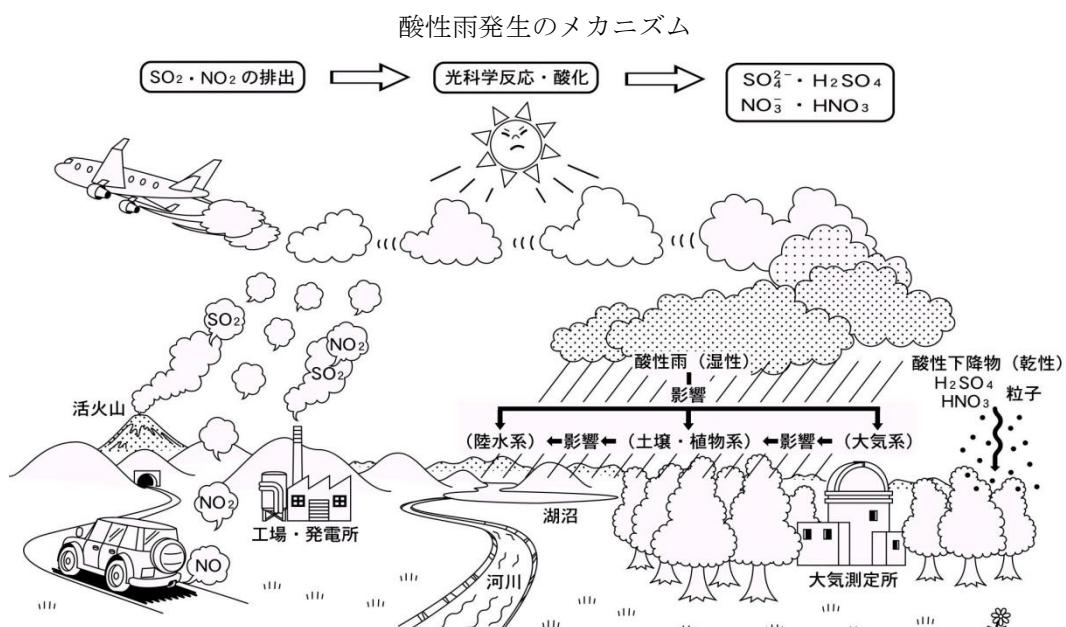
8	市の酸性雨の状況の把握	担当課	環境政策課
---	-------------	-----	-------

A. 酸性雨生成のメカニズム

欧米で森林被害など顕著な環境影響を及ぼし、国境を越えた環境問題となった酸性雨は、日本でもその影響が懸念されるようになってきました。

酸性雨は、雨雲ができる際に酸性物質が取り込まれ、水滴中で酸性物質が生成して生ずるものです。酸性雨の主な原因物質は、硫酸イオン・硝酸イオンですが、これらは、石油や石炭などの化石燃料を燃焼すると発生する硫黄酸化物(SOx)・窒素酸化物(NOx)から生じています。硫黄酸化物の発生源は、工場、重油ボイラー、発電所、火山等であり、窒素酸化物の発生源は、自動車(特に大型貨物車)、発電所、焼却炉等です。都内では窒素酸化物の大半が自動車排気ガスから発生しています。

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物は、大気中を輸送され拡散している間に、太陽光線や炭化水素、酸素、水による光化学反応等を受けて酸化され、硫酸塩、硝酸塩の粒子や酸性ガスに変化します。これらの酸性の粒子やガスが雨や霧に取り込まれ、粒子の状態で地上に降り注ぐことによって発生するのが酸性雨です。



環境省は昭和58年以來、酸性雨対策調査を行っており、ほぼ全国的に、pH 4程度の酸性の強い降雨が観測されています。その後のモニタリング結果でも降水は引き続き酸性化の状態にあることが確認されています。

B. 武蔵野市における酸性雨の実態

市では、酸性雨の実態把握のため、昭和63年より市庁舎屋上において自動測定による降水のpHの測定を行っています。

市設置の自動測定機の雨量計は酸性雨測定のバックデータとして降水量を記録しているものであり、欠測もあるため正確な降水量データとは言えません。あくまで参考データとして見る必要があります。降水のpHは0.5mm降水毎に自動測定されています。

月ごとの降水のpHおよび降水量

年月	降水量(mm)	pH			導電率(μS/cm)		
		最小	最大	平均	最小	最大	平均
29. 4	38.0	4.20	7.30	5.01	1	145	18
5	45.5	4.30	6.10	4.89	2	74	20
6	73.5	4.30	6.20	4.98	4	72	15
7	134.0	4.30	5.80	4.78	0	84	17
8	13.5	4.20	5.30	4.55	5	71	27
9	166.0	3.80	5.60	4.85	0	105	11
10	465.0	4.00	6.10	4.97	0	499	14
11	29.5	3.90	6.00	4.90	0	121	17
12	13.5	4.90	6.00	5.29	0	28	8
30. 1	34.5	5.20	6.80	5.54	0	35	6
2	40.0	4.80	6.30	5.10	0	102	12
3	185.5	4.70	6.30	5.11	0	118	6
年間	1238.5	3.80	7.30	4.95	0	499	13

導電率…単位距離あたりの電気抵抗の逆数を表します、数値が大きいほど電気がとおりやすい（雨の中に不純物が多い）ため汚れていると考えられます (S=ジーメンス 電気抵抗Ωの逆数)

<降雨測定項目の経年変化>

年度	降水量 (mm)	pH			導電率(μs/cm)		
		最小	最大	平均	最小	最大	平均
25	1498.5	3.5	7.10	4.7	0	499	17
26	1966.5	3.70	7.00	4.79	0	232	14
27	1444.0	3.60	6.40	4.75	0	155	16
28※	1138.0	3.60	7.00	4.81	0	226	15
29	1238.5	3.80	7.30	4.95	0	499	13

※2月3月は計器故障のため数値なし

C. 酸性雨と酸性降下物

酸性雨とは、工場や自動車から排出された硫黄酸化物、窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中で反応して生ずる酸性の降下物です。雨・霧などの湿った降下物（湿性降下物）のみでなく、雨などに取り込まれない降下物（乾性降下物）も含めて、酸性降下物（＝広義の酸性雨）といいます。水の酸性の度合いは、「pH」と呼ばれる0から14の間の数値で示され、7が中性、7から小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。一般的に内陸の清浄な状態での大気中の降水は炭酸ガスの影響でpH5.6前後といわれており、これよりpHが低い場合を酸性雨と呼んでいます。雨の酸性が強まると、土壤を徐々に酸性化させ、やがて有害な金属を溶け出させ、河川や湖沼、地下水を汚染させ、樹木にも大きなダメージを与えることになります。

A. 雨水貯留浸透施設

下水道管への負担を軽減するため、大雨の際に敷地内に降った雨水を貯留し地下に浸透させていきます。また、地下水のかん養、河川や海の水質保全など「水の循環システム」の改善効果もあります。

市内雨水貯留浸透施設設置状況

年度	設置場所	貯留量（立方メートル）
平成 17 年度	青葉公園	200
平成 18 年度	第四小学校	500
平成 19 年度	井之頭小学校	500
平成 19 年度	第四中学校	600
平成 20 年度	本宿小学校	500
平成 20 年度	大野田小学校	450
平成 20 年度	関前南小学校	500
平成 21 年度	第三中学校	600
平成 21 年度	第五中学校	800
平成 22 年度	第五小学校	500
平成 23 年度	第一小学校	500
平成 24 年度	第三小学校	500
平成 25 年度	第一中学校	600
平成 27 年度	第二小学校	500
平成 28 年度	うさぎ山公園	90
平成 28 年度	第六中学校	400
平成 29 年度	千川小学校	400

上記以外にも浸水被害のおそれがある地域の道路や公園等の下に、雨水貯留浸透施設を設置しています。

B. 雨水貯留施設

特に浸水被害の多い吉祥寺北町 1 丁目及び 2 丁目地区の浸水被害を軽減するため、北町保育園園庭地下に雨水貯留施設を設置しました。ホームページでは、リアルタイムで降雨高度、貯留量、貯留水位を公開しています。

北町保育園園庭地下雨水貯留槽

- ・設置箇所 吉祥寺北町 1 丁目 23 番地内（北町保育園園庭地下）
- ・設置年月 平成 27 年 3 月
- ・貯留容量 4,500 立方メートル

年度	27	28	29
流入回数	1 回	0 回	2 回

まちの臭気抑制対策として、ビルピット改善費用助成等を通じて臭気の改善を図りました。

平成 29 年度実績

ビルピット改善費用助成の年間件数 3 件

【内訳】

- ・曝気攪拌装置設置 1 件
 - ・曝気装置設置 1 件
 - ・フロートの変更 1 件
- 年間助成金額 1,607 (千円)

施策② 生活公害への対応

事 業 名	担当課（施設）	該当頁
1 公害等苦情処理	環境部 環境政策課	71

1	公害等苦情処理	担当課	環境政策課
---	---------	-----	-------

A. 公害等苦情・相談受付状況

平成29年度に環境政策課で受け付け、現場確認等をして処理した公害関係の苦情等は344件でした。引き続き建設解体等工事関連の苦情は多く、また、一般家庭等を発生源とする苦情相談の比重も高くなっています。

典型7公害に分類されない「その他」の件数は、全体の6割強を占めています。内訳としては、空き地の管理の不徹底による雑草の繁茂や樹木枝葉の越境・衛生問題、ハクビシンやカラス、ハト等の野生鳥獣に関する苦情・相談となっています。

東日本大震災後の東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線に関する苦情・相談は、平成25年度から平成28年度までは0件、平成29年度は1件でした。

家庭生活あるいは自然環境から発生するものは、法や条例等の基準による規制になじまない側面があります。街の中では隣同士が近接しており、一般家庭で使用する機器類の取り扱い方や使用時間、設置場所等が思わず心配なところでも隣人に迷惑をかけているかもしれません。相手の立場を理解し、近隣との良好な人間関係が保たれていれば、未然に防げる問題は多いと思われます。

発生源別公害等苦情受付状況

年度	典型7公害						その他		計
	工場	指定作業場	建設作業	一般家庭等	飲食店・喫茶店	商店・デパート	空地・害虫他	放射線	
25	1	14	53	63	17	4	366	0	518
26	1	11	70	92	24	9	462	0	669
27	0	27	49	78	30	19	513	0	716
28	4	8	56	64	20	8	257	0	417
29	1	12	51	39	16	8	216	1	344

(同一場所で複数の案件が発生した場合は1案件で表示)

現象別公害等苦情受付状況

年度	典型7公害							その他		計
	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	大気関連	その他	放射線	
25	27	5	19	0	89	12	0	0	366	518
26	0	13	53	0	130	9	2	0	462	669
27	25	13	27	0	121	13	4	0	513	716
28	10	13	18	0	96	20	3	0	257	417
29	7	16	15	0	66	16	7	1	216	344

施策③ 新たな環境問題への対応

事業名	担当課（施設）	該当頁
1 放射線対策	環境部 環境政策課	72
2 害虫の駆除等	環境部 環境政策課	73

1	放射線対策	担当課	環境政策課
---	-------	-----	-------

市では、原発事故に伴い、平成23年度より様々な放射線等の測定を実施してきました。

本市の放射線量測定結果については、24年度以降は全て基準値を下回っています。測定結果はホームページで公表し、市民の不安解消を図っています。また、小型簡易線量計の市民への貸出も実施しています。

なお、本市は福島第一原子力発電所から約230キロ離れており、市内及び東京都健康安全センター(新宿)測定の放射線量測定結果が減衰・安定してきているため、平成27年度以降は、法令等の義務による測定、市民の不安解消が難しいものの測定は継続し、その他の測定については、段階的に休止しました。

名称	頻度・時期	場所	測定方法	H29 年度結果
モニタリング測定	市内 1 カ所の空間放射線量測定 【基準値:0.23 μSv/h】	月 1 回	五小校庭	地表面から 5 cm
	市内 3 カ所の土壤中放射性物質測定	休止	—	—
	水道水 【基準値:10 Bq/kg】	浄水:月 1 回 原水:月 1 回	第 1 ・ 第 2 浄水場	市内に給水する直前の水道水を各浄水場内で採取
	給食食材 【基準値: 牛乳 50 Bq/kg 一般食品 100 Bq/kg 乳児用食品 50 Bq/kg】	月～金曜日	市立小中学校、市内認可保育所	学校給食施設 6 施設、認可保育所 20 園(公立保育園 4 園含む)の 1 週間分を丸ごと、地域を限定した食材、使用量が多い食品、影響の大きい食材
名称	頻度・時期	場所	測定方法	H29 年度結果
ホットスポット測定	市内約 83 カ所の空間放射線量詳細測定 【基準値:0.23 μSv/h】	① 5～6 月	市立小中学校、幼稚園、保育園、児童施設、公園等	地表面から 5 cm、100 cm、砂場、放射性物質がたまりやすい場所
		② 10～11 月		
	市道の雨水樹 34 カ所における空間放射線量測定 【基準値:0.23 μSv/h】	休止	—	—
	公園内の親水施設における放射性物質測定	休止	—	—
市内 3 カ所のプール水放射性物質測定	休止	—	—	—

名称		頻度・時期	場所	測定方法	H29年度結果
義務による測定 クリーンセンターの焼却灰等の放射性物質・敷地内空間放射線量測定 【基準値: 灰 8000 Bq/kg 空間 0.23 μ Sv/h】		月1回	焼却施設内、敷地境界	主灰、飛灰、排ガスを採取。空間線量は地表面から5cm、50cm、100cm	すべて基準値内
		3か月1回		放流水を採取	不検出 (検出限界未満)
落ち葉たい肥 【基準値:400 Bq/kg】		配布時等	落ち葉たい肥	配布または菜園に使用する落ち葉たい肥(6施設)を採取	すべて基準値内

2	害虫の駆除等	担当課	環境政策課
---	--------	-----	-------

A. スズメバチ類の駆除

スズメバチ類は、植物につく害虫を旺盛に食べる生態系の中で重要な生物です。しかし、人に対する攻撃性も強いため、その駆除に対する助成を行いました。駆除数は、天候の影響により変動します。

<駆除実績>

年度	25	26	27	28	29
駆除数 (スズメバチ)	32	82	97	78	80
駆除数(その他のハチ)	48	43	49	103	66

B. カラスの駆除

カラスは、春先から初夏にかけて庭木や公園の樹木などに巣を作り繁殖します。この時期(特にヒナが巣立つ時期)は、親鳥が攻撃的になるため、居住者や通行人に対して威嚇攻撃が見られる場合には、市で巣等の撤去を行いました。

<巣の撤去等・処理件数>

年　度	25	26	27	28	29
巣の撤去 (件)	5	3	3	2	2
卵の回収 (件)	9	4	2	0	0
雛の捕獲 (件)	6	9	9	7	8

C.ねずみ侵入防止対策支援

ねずみは、人間の生活圏に住み着き、都市環境に巧みに適応・増加して衛生面等の問題を引き起こしています。市では一定の要件(市民税非課税かつ65歳以上世帯等)を満たす世帯に対し、専門業者に委託して対策指導や簡易なねずみ侵入防止対策を実施しました。

<業者派遣実績>

年度	25	26	27	28	29
件数	7	9	9	6	7

施策④ 水の安定供給

	事業名	担当課（施設）	該当頁
1	森林整備等の実施	水道部 総務課	74
2	直結給水の推進	水道部 工務課	74
3	揚水量の確保	水道部 工務課	75
4	配水管網整備の推進	水道部 工務課	75
5	漏水防止対策の実施	水道部 工務課	75

1	森林整備等の実施	担当課	総務課（水道部）
---	----------	-----	----------

多摩地域の森林を育成することで、水源をかん養し、自然環境問題や花粉対策への貢献を目的として、檜原村に「武蔵野水道・時坂の森」を整備し、10年計画で水源林を保全しています。

平成 29 年度 活動実績

公益財団法人 東京都農林水産振興財団事業への支援、森林整備、森林施業（造林）等

2	直結給水の推進	担当課	工務課
---	---------	-----	-----

直結給水（直圧・増圧）方式の実施可能区域の拡大や貯水槽水道からの切替をPRし、直結給水を促進することで、安全でおいしい水の安定供給を図りました。

貯水槽水道の設置者に対し、定期清掃、施設の管理等について、積極的に指導・助言・勧告の関与を行いました。

また、利用者及び設置者に情報提供を行い、直結給水の普及拡大を促進しました。

年度	25	26	27	28	29
直結給水建物件数	68	66	96	60	71
増圧ポンプ設置建物件数	42	31	44	29	40

3	揚水量の確保	担当課	工務課
---	--------	-----	-----

水源施設更新計画に基づき、経年劣化した深井戸施設を計画的に更生工事を行い、地盤沈下や地下水位の低下に留意しながら揚水量の確保に努めてきました。

取水量（市内の水源＝井戸からの取水量）及び都受水量（利根川水系及び多摩川水系の水）

年度	取水量(m ³)	受水量(m ³)	合計(m ³)	給水量(m ³)
25	13,900,288	3,627,700	17,527,988	17,527,988
26	13,572,812	3,939,500	17,512,312	17,512,312
27	13,792,376	3,749,000	17,541,376	17,541,376
28	13,802,871	3,480,300	17,283,171	17,283,171
29	13,779,563	3,482,000	17,261,563	17,261,563

市内水源における、地下水位の変動

年度	25	26	27	28	29
水源平均海拔 (m)	59.6	59.6	59.6	59.6	59.6
平均自然水位 (海拔)	9.8	12.5	12.0	12.0	13.9
水位 (地下m)	49.8	47.1	47.6	47.6	45.7

※地下水揚水規制を行なった昭和47年における平均自然水位 海拔-15.5m

4	配水管網整備の推進	担当課	工務課
---	-----------	-----	-----

災害時にも安全でおいしい水の安定供給ができるように、配水管の新設や老朽管の更新などを行い、配水管路の耐震化を推進しました。

年度	管路延長 (m)	耐震管路延長 (m)	耐震化率 (%)
25	296,492.5	129,240.3	43.6
26	296,785.1	132,441.4	44.6
27	297,108.9	134,985.3	45.4
28	298,112.6	137,508.2	46.1
29	298,226.2	138,619.4	46.5

5	漏水防止対策の実施	担当課	工務課
---	-----------	-----	-----

給水管及び配水管の漏水調査(宅地内・道路上)を行い、発見した漏水箇所を早急に修繕していくことにより、漏水による事故防止及び有効率の向上を図りました。

年度	漏水調査件数	漏水発見件数	箇所別漏水件数	
			宅地内	道路上
25	66,741	857	835	22
26	68,468	991	986	5
27	68,318	546	531	15
28	62,601	441	399	42
29	69,570	455	428	27

施策⑤ 水循環システムの確立

事業名	担当課（施設）	該当頁
1 雨水浸透施設の設置	環境部 下水道課	76
2 透水性舗装の整備	都市整備部 道路課	76

1	雨水浸透施設の設置	担当課	下水道課
---	-----------	-----	------

河川への雨水流出を抑制し都市型水害の軽減を図るとともに、地下水その他自然環境の保全と回復を目的として、平成6年4月に「雨水浸透施設助成金交付要綱」を制定しました。平成8年4月には「雨水流出抑制施設設置要綱」を、平成24年3月には前述の要綱に取って代わる「武藏野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例（雨水利活用条例）」を制定し、雨水流出抑制施設の普及に努めました。

雨水浸透施設の設置助成

年度	25	26	27	28	29
年度別助成金申請件数	29件	37件	14件	97件	74件
浸透ます	103個	215個	65個	407個	386個
浸透トレンチ	0.0m	47.0m	8.7m	7.2m	69.5m

※浸透トレンチ＝掘削した溝に碎石で充填し、この中に、溜めます等のます類と連結した透水性の管（有孔管、多孔管等をいう）を敷設し、雨水を導き、トレンチ内の充填碎石の側面及び底面から不飽和帯を通して地中へ浸透させる施設

2	透水性舗装の整備	担当課	道路課
---	----------	-----	-----

雨水流出抑制や地下水涵養を図るため、透水性舗装を施工しました。

年度	25	26	27	28	29
舗装面積 (m ²)	4,593	2,829	2,318	2,045	3,801

第2章 事業所としての市の取組

1 武蔵野市環境マネジメントシステムに基づく取組の成果

(1) 武蔵野市環境マネジメントシステムの運用について

本市では平成12年より ISO14001に基づく環境マネジメントシステム(以下旧EMS)を運用し、市の事業所として事務事業に伴い発生する環境負荷の低減を図ってきました。これにより環境保全の価値観やマネジメントのノウハウが組織に定着しました。

そして、平成29年4月にさらなる有効性を求めつつ合理化と簡素化を図るため、ISO14001の認証を返上し、独自の武蔵野市環境マネジメントシステム(以下新EMS)に移行しました。

(2) 武蔵野市環境マネジメントシステム対象組織

下記の市直営の組織を対象とし、EMSの運用単位としています。

番号	対象組織	環境担当者	部門	部門別環境責任者
1	企画調整課	企画調整課長	総合政策部	総合政策部長
2	秘書広報課	秘書広報課長		
3	総務課	総務課長	総務部	総務部長
4	自治法務課	自治法務課長		
5	人事課	人事課長		
6	情報管理課	情報管理課長		
7	財政課	財政課長		
8	管財課	管財課長		
9	施設課	施設課長	財務部	財務部長
10	市民税課	市民税課長		
11	資産税課	資産税課長		
12	納税課	納税課長		
13	生活経済課	生活経済課長		
14	消費生活センター	消費生活係長		
15	交流事業課	交流事業課長	市民部	市民部長
16	保険課	保険課長		
17	市民課	市民課長		
18	吉祥寺市政センター	吉祥寺市政センター長		
19	武蔵境市政センター	武蔵境市政センター長		
20	中央市政センター	中央市政センター長		

番号	対象組織	環境担当者	部門	部門別環境責任者
21	市民活動推進課	市民活動推進課長	市民部（市民活動部門）※1	市民活動担当部長※1
22	男女平等推進センター	男女平等推進センター長	市民部（市民活動部門）※1	市民活動担当部長※1
23	安全対策課	安全対策課長	防災安全部	防災安全部長
24	防災課	防災課長		
25	環境政策課	環境政策課長	環境部	環境部長
26	ごみ総合対策課	ごみ総合対策課長		
27	クリーンセンター	クリーンセンター所長		
28	下水道課	下水道課長		
29	緑のまち推進課	緑のまち推進課長		
30	地域支援課	地域支援課長	健康福祉部	健康福祉部長
31	生活福祉課	生活福祉課長		
32	高齢者支援課	高齢者支援課長		
33	障害者福祉課	障害者福祉課長		
34	健康課	健康課長		
35	子ども政策課	子ども政策課長	子ども家庭部	子ども家庭部長
36	子ども育成課	子ども育成課長		
37	南保育園	南保育園長		
38	境保育園	境保育園長		
39	境南保育園	境南保育園長		
40	吉祥寺保育園	吉祥寺保育園長		
41	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター所長		
42	児童青少年課	児童青少年課長		
43	桜堤児童館	桜堤児童館長		
44	まちづくり推進課	まちづくり推進課長	都市整備部	都市整備部長
45	吉祥寺まちづくり事務所	吉祥寺まちづくり事務所長		
46	交通対策課	交通対策課長		
47	住宅対策課	住宅対策課長		
48	建築指導課	建築指導課長		
49	道路課	道路課長	会計課	会計管理者
50	用地課	用地課長		
51	会計課	会計課長	水道部	水道部長
52	水道部総務課	水道部総務課長		
53	工務課（浄水場含む）	工務課長	—	総務部長※2
54	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長		
55	監査委員事務局	監査委員事務局長		
56	議会事務局	議会事務局次長	議会事務局	議会事務局長

※1 市民活動推進課は、指定管理により多くの施設を所管しているため、独立する部門とする。これに伴い、市民活動推進課が所管する男女平等推進センターも同部門とする。

※2 総務課業務との兼務であり、また選挙のない期間は総務課執務スペースで執務するため。

※3 市長の権限に属する事務の補助の執行に関する規定を援用する。

番号	対象組織	環境担当者	部門	部門別環境責任者
57	教育企画課	教育企画課長	教育部	教育部長
58	指導課	指導課長		
59	教育支援課	教育支援課長		
60	生涯学習スポーツ課	生涯学習スポーツ課長		
61	市民会館	市民会館長		
62	武蔵野ふるさと歴史館	武蔵野ふるさと歴史館長		
63	中央図書館	中央図書館長		
64	吉祥寺図書館	吉祥寺図書館長		
65	第一小学校	第一小学校長		
66	第二小学校	第二小学校長		
67	第三小学校	第三小学校長		
68	第四小学校	第四小学校長		
69	第五小学校	第五小学校長		
70	大野田小学校	大野田小学校長		
71	境南小学校	境南小学校長		
72	本宿小学校	本宿小学校長		
73	千川小学校	千川小学校長		
74	井之頭小学校	井之頭小学校長		
75	関前南小学校	関前南小学校長		
76	桜野小学校	桜野小学校長		
77	第一中学校	第一中学校長		
78	第二中学校	第二中学校長		
79	第三中学校	第三中学校長		
80	第四中学校	第四中学校長		
81	第五中学校	第五中学校長		
82	第六中学校	第六中学校長		

(3) 武蔵野市環境マネジメントシステム状況・成果報告

武蔵野市環境マネジメントシステムでは、環境に関する事業を以下の4種類に分類しています。

性質	タイプ
環境に関する啓発	A タイプ
良好な環境の創出	B タイプ
汚染・公害の対策	C タイプ
省エネ・省資源・ごみの排出	D タイプ

以上のうち、A タイプ・B タイプ・C タイプの事業については、市が行政として行う「本来業務」です。環境基本計画の取組とも連動しており、第1章で取組結果をまとめています。

本章では(4)において、D タイプの事務事業についてまとめます。

(4) 省エネ・省資源・ごみの排出実績 (D タイプ事業)

		H26 年度 実績※	H27 年度 実績※	H28 年度 実績※	H29 年度 実績※	前年度との比較	
						増減	増減比 (%)
1	電気 (kWh)	17,738,753	17,885,049	16,618,784	12,321,641	-4,352,152	-26.2
2	コピー用紙 (枚)	30,258,046	29,802,735	31,221,299	31,789,642	568,343	1.8
3	ガス (m ³)	436,606	416,373	455,772	609,455	150,381	33.0
4	ガソリン (リットル)	36,646	36,190	32,181	26,460	-5,721	-17.8
5	軽油 (リットル)	3,660	3,806	3,693	5,892	2,199	59.5
6	重油 (リットル)	2,940	2,345	1,986	2,190	204	10.3
7	灯油 (リットル)	14,692	11,312	72,133	1,345	-70,788	-98.1
8	天然ガス (N m ³)	7,543	7,791	7,433	7,118	-315	-4.2
9	水道 (m ³)	169,109	167,280	148,413	132,713	-15,746	-10.6
10	廃棄物 (袋)	16,453	16,785	15,360	14,896	-406	-2.6
11	資源物 (袋)	9,994	9,434	8,814	8,752	-114	-1.3

・ 1袋=45 リットル

※平成 29 年度より新 EMS にかわり実績把握組織範囲が 28 年度までと異なっているため、平成 28 年度までは参考値です。

2 市役所地球温暖化対策実行計画の推進の成果

市の組織全体から排出する温室効果ガスを抑制し、地球温暖化の防止を図るため、第四次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画（平成29年4月策定）に基づき、温室効果ガスの排出削減に取組ました。

(1) 第四次計画の概要

① 計画の位置付け

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく、「温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画〔事務事業編〕）」

② 計画の期間

2017（平成29）年度から2020（平成32）年度まで

③ 対象とする事務及び事業の範囲

市が行うすべての事務及び事業（対象となる施設は表1のとおり）。

委託や指定管理により実施する事務及び事業についても、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に基づくエネルギー使用量の削減や報告の対象であることを考慮し、本計画の対象とする。

④ 削減対象とする温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン

⑤ 削減目標の基準年度

2015（平成27）年度

⑥ 削減目標

表2のとおり

⑦ 削減のための取組内容

- ・運用対策（空調・照明・OA機器の適正な運用）
- ・設備改修（空調・照明の省エネ化、建物の省エネ性能の向上、電気使用量を「見える化」する機器の導入の検討等）
- ・クリーンセンターの建て替えによるごみ発電設備、ガス・コーチェネレーション設備、蒸気活用
- ・車両の走行距離・燃料使用量の削減（エコドライブの推進、温室効果ガス排出量の少ない車両の利用・導入、自転車や公共交通機関の利用

エコオフィスむさしの活動

「エコオフィスむさしの活動」は、温室効果ガスを削減するために、職員一人ひとりが日々の業務の中で取組むべき活動です。

エコオフィスむさしの活動

項目	取組内容
省エネルギー	昼休みや不要時は消灯する。
	窓際では自然光を活用する。
	共用部等の間引き点灯を行う。
	昼休みや未使用時等に、こまめに電源を切る。
	長時間使用しない場合には、コンセントからプラグを抜き、待機電力を削減する。
	パソコンのディスプレイを適切な明るさにする。
	退庁時に主電源を切り、最終退庁者は確認する。
	夏期は適度に換気を行い、湿度を下げる。
	ブラインドやカーテン、グリーンカーテンを活用し、光と熱の量を調節する。
	電気ストーブの個別使用を控える。
車両	適切な温度に設定する。
	適切な運転時間で稼働する。
	できるだけ階段を使い、エレベータの使用を控える。
	自転車や公共交通機関を利用し、できるだけ車両を使わない。
	業務の目的にあわせて、台数や車種、走行ルートを選択する。
その他	エコドライブを心掛ける。
	車両に不要な荷物を載せない。
	車内のエアコンの使用をできるだけ控える。
	一斉定時退庁日を徹底する。
	省エネに配慮し、業務や会議運営を効率的に行う。
	夏期のクールビズ、冬期のウォームビズを励行する。
	冷蔵庫や給湯機器を適正に使用する。

項目	取組内容
省資源	廃棄物
	ごみの発生抑制に努め、分別を徹底する。
	プリンタやコピー機のトナーカートリッジの回収を徹底する。
	物品の修繕利用に努め、長期間使用する。
	給食の調理くず、生ごみを減量化する。
	グリーン購入の推進
	環境ラベリング製品を購入する。
	再利用が可能な製品を購入する。
	再資源化が可能な製品を購入する。
	リサイクル製品を購入する。
紙	詰め替え可能な製品を購入する。
	簡易包装製品を購入する。
	物品を購入する際には、数量を精査する。
	両面コピーや裏紙の使用を徹底する。
	会議資料や冊子等の簡素化に努め、必要最小限の頁数、部数を作成する。
水	使用済み封筒等の紙製品を再利用する。
	古紙配合率が高い用紙を購入する。
水	リサイクル適性の高い用紙を使用して印刷を行う。
	ペーパーレス化を図るため、電子メール・府内 LAN の活用を図る。
水	トイレや給湯室における節水に努める。

表1 第四次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画の対象施設

施設名	施設名
本庁舎	南保育園
商工会館市使用分（吉祥寺まちづくり事務所等）	境保育園
吉祥寺東コミュニティセンター	境南保育園
本宿コミュニティセンター	吉祥寺保育園
吉祥寺南町コミュニティセンター	桜堤児童館
御殿山コミュニティセンター	水道部庁舎
本町コミュニティセンター	第一浄水場
吉祥寺西コミュニティセンター	第二浄水場
吉祥寺北コミュニティセンター	水道部水源(27か所)
けやきコミュニティセンター	北町調理場
中央コミュニティセンター	桜堤調理場
中央コミュニティセンター中町集会所	市民会館（男女平等推進センター含む）
西久保コミュニティセンター	武蔵野ふるさと歴史館
緑町コミュニティセンター	陸上競技場・総合体育館
八幡町コミュニティセンター	市営運動場クラブハウス
閔前コミュニティセンター	プール（温水、屋外）
西部コミュニティセンター	緑町スポーツ広場
境南コミュニティセンター	武蔵野プレイス
桜堤コミュニティセンター	中央図書館
武蔵野市民文化会館	吉祥寺図書館
武蔵野芸能劇場	第一小学校
武蔵野公会堂	第二小学校
武蔵野スイングホール	第三小学校
吉祥寺美術館	第四小学校
吉祥寺シアター	第五小学校
松露庵	大野田小学校
吉祥寺市政センター	境南小学校
武蔵境市政センター	本宿小学校
中央市政センター	千川小学校
武蔵野クリーンセンター	井之頭小学校
健康福祉部分館	閔前南小学校
高齢者総合センター	桜野小学校
桜堤ケアハウス	第一中学校
北町高齢者センター	第二中学校
障害者福祉センター	第三中学校
みどりのこども館	第四中学校
保健センター	第五中学校
0123 吉祥寺	第六中学校
0123 はらっぱ	

表2 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス	平成29(2017)年度 (t-CO ₂)		平成30(2018)年度 (t-CO ₂)		平成31(2019)年度 (t-CO ₂)		平成32(2020)年度 (t-CO ₂)	
	削減量 <累計>	目標 排出量	削減量 <累計>	目標 排出量	削減量 <累計>	目標 排出量	削減量 <累計>	目標 排出量
エネルギーの消費に由来する二酸化炭素 (※1)	▲4,306 <▲4,306>	14,144	▲204 <▲4,510>	13,940	▲202 <▲4,712>	13,738	▲200 <▲4,912>	13,538
温室効果ガス (※2)	▲4,560 <▲4,560>	27,975	▲458 <▲5,018>	27,517	▲456 <▲5,474>	27,061	▲454 <▲5,928>	26,607

*1 エネルギーの消費に由来する二酸化炭素：ガソリン、灯油、A重油、都市ガス、圧縮天然ガス、軽油、電気の使用に伴い排出される二酸化炭素

*2 温室効果ガス：エネルギーの消費に由来する二酸化炭素に加え、廃プラスチック類の焼却に伴い排出される二酸化炭素、車両の走行に伴い排出されるメタン・一酸化二窒素、廃棄物の焼却に伴い排出されるメタン・一酸化二窒素、カーエアコンの使用等に伴い排出されるハイドロフルオロカーボンの合計

*温室効果ガスの排出量は、エネルギー使用量等の活動量に温室効果ガスの排出係数を掛け合わせて算出します。

(2) 平成 29 年度温室効果ガス排出量

- エネルギー使用に伴う二酸化炭素の排出量については、基準年(平成 27 年度)と比較すると 22.9% 減少した。これは、平成 29 年 4 月の武蔵野クリーンセンターの稼働により、市本庁舎・総合体育館・クリーンセンター・緑町コミュニティセンター（以下周辺四館）において、これまで電力会社から購入していた電気が、クリーンセンターのごみ発電による排出係数 0 の電気に切り替わったことが大きく影響している（ごみを焼却する際の CO₂ 排出量については別途計上している）。今後も機器の運用対策等による地道な省エネに関する取組と設備改修等を合わせ、省エネルギー化に向けて努めていく。

※電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量は、電気の使用量に二酸化炭素排出係数を掛け合わせて算出する。対象年度の排出係数（平成 27 年度は東京電力株式会社、平成 29 年度は東京電力エナジーパートナー株式会社）は次のとおり。

平成 27 年度・・・0.496、平成 29 年度・・・0.474

- 全体の温室効果ガス排出量については、基準年（平成 27 年度）と比較すると 14.7% 減少した。この部分に関しても、周辺四館の使用電気がクリーンセンターごみ発電によるバイオマスエネルギーに切り替わったことが大きく影響している。
なお、廃プラスチックの焼却量及び焼却に伴う二酸化炭素排出量については、例年と同程度に推移している。

温室効果ガス排出量の目標と実績（2017 [平成 29] 年度）

温室効果 ガス	2015 (平成 27) 年度 [基準年度] 排出量 (t-CO ₂) (A)	2017 (平成 29) 年度						
		<目標>			<実績>			
		排出量 (t-CO ₂) (B)	増減率 (基準年度 比%) (C) / (A)	増減量 (基準年度比 t-CO ₂) (C) = (A) - (B)	排出量 (t-CO ₂) (D)	増減率 (基準年度 比%) (E) / (A)	増減量 (基準年度比 t-CO ₂) (E) = (D) - (A)	達成 状況
エネルギーの 消費に由来す る二酸化炭素 (※ 1)	18,450	14,144	▲23.3	▲4,306	14,227	▲22.9	▲4,223	×
温室効果ガス (※ 2)	32,535	27,975	▲14.0	▲4,560	27,754	▲14.7	▲4,781	○

※1 エネルギーの消費に由来する二酸化炭素：ガソリン、灯油、A 重油、都市ガス、圧縮天然ガス、軽油、電気の使用に伴い排出される二酸化炭素

※2 温室効果ガス：エネルギーの消費に由来する二酸化炭素、廃プラスチック類の焼却に伴い排出される二酸化炭素、車両の走行に伴い排出されるメタン・一酸化二窒素、

廃棄物の焼却に伴い排出されるメタン・一酸化二窒素、カーエアコンの使用等に伴い排出されるハイドロフルオロカーボンの合計

温室効果ガス排出量（2017[平成 29]年度）

温室効果ガス	項目	合計	排出係数	排出量 (t-CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O, HFC)	地球 温暖 化係 数	温室効果 ガス排 出量 (t-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリン(1)	41,117	2.32	95	1	95
	灯油(1)	1,475	2.49	4	1	4
	軽油(1)	6,102	2.58	16	1	16
	A重油(1)	2,291	2.71	6	1	6
	都市ガス(m ³)	1,206,194	2.23	2,690	1	2,690
	圧縮天然ガス(m ³)	7,842	2.23	17	1	17
	電気 東京電力(株)(kWh)	24,047,552	0.474	11,399	1	11,399
	電気 クリーンセンター(kWh)	8,416,305	0	0	1	0
	エネルギーの消費に由来する二酸化炭素の合計					14,227
	廃プラ焼却量(合成繊維)(t)	794	2,288	1,817	1	1,817
メタン (CH ₄)	廃プラ焼却量(合成繊維を除く)(t)	4,062	2,765	11,231	1	11,231
	計			27,275	1	27,275
	ガソリン・CNG・ディーゼル自動車の走行、廃棄物の焼却			0.035	25	1
一酸化二窒素 (N ₂ O)	ガソリン・CNG・ディーゼル自動車の走行、廃棄物の焼却			1.601	298	477
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用			0.001	1,430	1
合計						27,754

※排出係数は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条」（最終改正平成28年5月27日）による。

※電気の排出係数…平成28年度電気事業者別調整後排出係数

※温暖化係数…各ガスの温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素を1として数字で示した係数。地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条による。なお、ハイドロフルオロカーボン類には様々な種類があり、係数もガスの種類により異なるが、ここでは最も一般的なHFC-134aとみなす。

※温室効果ガス排出量(t-CO₂)は、小数点第一位で四捨五入した数値

参考資料

1 武蔵野市環境基本条例（平成11年3月19日 条例第9号）

私たちは、科学技術の進歩と社会経済の発展により人類史上かつてない豊かな生活を享受している。

しかし、今日の豊かな生活は、環境への負荷が大きい大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムによって成り立っており、廃棄物の著しい増大や緑の減少などの地域問題とともに、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模の環境問題を引き起こしている。

今や私たちは、人類の存続にかかわる重大な課題に直面している。物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方や社会経済システムを転換し、環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会を築いていかなければならない。とりわけ武蔵野市に暮らす私たちは、日々必要とする資源、エネルギー、食糧、工業製品などの確保や、その廃棄又は処理を他の地域や国々に依存していることを忘れてはならない。

私たちは、これまで受け継いできた環境を守り育み、将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、武蔵野市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

（基本理念）

第2条 環境の保全は、持続的な発展が可能な、環境と共生する都市を構築し、良好な環境を将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての日常生活及び事業活動において推進されるとともに、市民、事業者及び市が協働することによって取り組まれなければならない。

（市、事業者及び市民の責務）

第3条 市は、環境の保全を図るため、市民及び事業者との連携に努めるとともに、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

3 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（基本的施策）

第4条 市は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

(1) 公害を防止し、健康で安全な生活の確保を推進すること。

(2) 自然環境を保全し、人と自然との触れ合いの確保を推進すること。

(3) 資源の循環的利用及びエネルギーの効率的利用を推進すること。

(4) 廃棄物の減量及び再利用を推進すること。

(5) 環境に関する情報を提供するとともに、環境の保全に関する学習を推進すること。

(6) 環境への負荷の低減に資するまちづくりを推進すること。

(7) 環境への負荷の低減に資する人と物の移動手段の整備及び利用を推進すること。

(8) 日常生活及び事業活動における環境への配慮を推進すること。

(9) 良好的な景観を確保するとともに、歴史的文化的遺産の保全を推進すること。

(10) 環境の保全に関する広域的な協力を推進すること。

(11) 地球環境の保全を推進すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関すること。

（環境基本計画）

第5条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第5項に定める基本構想を踏まえ、武蔵野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全について、目標及び施策の方向を定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ武蔵野市環境市民会議の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の実施にあたっての義務)

- 第6条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図るものとする。
- 2 市は、施策を実施するにあたっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 市は、市の環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告書)

第7条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(緑豊かな環境の確保の推進)

第8条 市は、緑（樹林、樹木、農地、草花等をいう。）が有する環境の保全における機能を重視し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、緑の保護育成及び緑化推進に必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の推進)

第9条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の消費抑制及び循環的利用、エネルギーの消費抑制及び効率的利用並びに廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習の推進)

第10条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深め、これらの者による自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講じ、家庭、学校、地域及び職場における環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について環境の保全に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずることができるものとする。

(情報の収集及び提供)

第12条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切な方法により提供するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、研究機関等との連携を図ることにより、環境の保全に必要な科学的知見の集積に努めるものとする。

(市民等の活動の促進)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体が行う自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第14条 市は、事業者が、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るため、環境管理に関する取組が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(広域協力等の推進)

第15条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、国内及び国際交流において、環境の保全に関する協力の推進に努めるものとする。

(環境市民会議)

第16条 市の環境の保全に関する基本的事項について調査し、及び審議するため、市長の付属機関として、市民、事業者等により構成する武蔵野市環境市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

2 市民会議は、次の各号に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 年次報告書に関すること。
- (3) その他環境の保全についての基本的事項に関すること。

3 市民会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

平成 29 年度版 武蔵野市の環境保全
－環境施策に関する年次報告書－

平成 30 年 9 月 発行
武蔵野市 環境部 環境政策課
〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28
TEL0422-60-1841 Fax0422-51-9197
E-mail sec-kankyou@city.musashino.lg.jp